

令和 5 年度
美唄市労働基本調査報告書

令和 6 年 2 月

美唄市経済部経済観光課
美 唄 商 工 会 議 所

は じ め に

平素より、本市労働行政の推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行となり経済活動への規制が緩和されたものの、ロシア・ウクライナ紛争に起因した物価・エネルギー価格の高騰は、様々な産業に影響を及ぼし、国民の暮らしをはじめ、企業の皆様を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

雇用情勢におきましても、令和5年12月の本市の有効求人倍率は1.35倍を記録し、所管のハローワーク岩見沢の1.15倍、北海道全体の1.04倍に比べ人材不足が強まっており、雇用のミスマッチや最低賃金引上げによる企業の負担増が課題となっています。

また、法制度では、令和5年10月にインボイス制度がスタートし、取引の正確な消費税率を把握することによる経済活動の透明化、雇用の面では、令和6年4月から労働条件明示のルール改正、令和8年までに障害者雇用率の段階的な引上げなど、経済活動と雇用体制の変革が進められています。

こうした刻々と変わる社会経済環境や雇用情勢に対応し、今後の労働行政や産業振興施策を推進していくための基礎資料として、市内事業所における賃金や労働条件等の実態について調査を実施いたしました。

調査方法や調査項目等については限られたものであり、この調査結果が本市の労働事情をすべて捉えているとは言えませんが、事業所を支える人材の確保など、就業環境の整備に向けた資料としてご活用いただければ幸いです。

終わりに、本調査を実施するにあたり、業務ご多忙の中、ご協力いただきました事業所の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年2月

美 唄 市
美 唄 商 工 会 議 所

I	調査の概要	1
II	調査結果	3
1.	従業員について	3
(1)	－ 1 － ① 従業員の内訳	3
(1)	－ 1 － ② 雇用形態別・男女別従業員及び障がい者従業員構成	3
(1)	－ 1 － ③ 産業・雇用形態別従業員構成	4
(1)	－ 2 年齢別正社員数	4
(1)	－ 3 年齢別パートタイマー数	5
(1)	－ 4 年齢別臨時・季節従業員数	5
(2)	従業員の住所地	6
(3)	従業員の増減	6
(4)	外国人雇用と雇用形態	6
(5)	外国人の雇用予定	6
(6)	役職員について	7
(7)	女性管理職の増員や登用	7
2.	正社員の労働状況について	8
(1)	職種別従業員数	8
(2)	－ 1 令和5年4月の新規学卒者の採用者数	8
(2)	－ 2 令和5年4月の新規学卒者を採用しなかった理由	8
(2)	－ 3 令和6年4月の新規学卒者の採用予定者数	9
(2)	－ 4 令和6年4月の新規学卒者の採用を予定しない理由	9
(3)	労働時間について	9
(3)	－ 1 1日の所定労働時間	9
(3)	－ 2 1週間の所定労働時間	9
(3)	－ 3 所定外（時間外）労働時間	9
(4)	休日・休暇について	10
(4)	－ 1 週休二日制の実施状況	10
(4)	－ 2 年次有給休暇の取得日数	10
(4)	－ 3 年次休暇の実施状況	11
3.	正社員の賃金状況について	11
(1)	－ 1 初任給の状況	11
(1)	－ 2 年齢別月額平均賃金	12
(2)	賃金改定状況	12
(3)	各種手当支給状況	12
4.	定年・再雇用・退職金状況について	13
(1)	定年制度	13
(2)	定年延長	13
(3)	再雇用	14

(4) 退職金制度	14
5. 保険・福利厚生制度について	15
(1) 保険制度	15
(2) 福利厚生制度	15
6. 働き方改革について	15
(1) 取組状況	15
(2) 取組内容	16
7. パートタイマーの雇用状況について	16
(1) 雇用理由	16
(2) 職種別雇用人数・年齢・賃金	16
(3) 1週間の平均労働日数	17
(4) 1日の平均労働時間	17
(5) 就業規則	18
(6) 労働条件明示	18
8. 設備投資状況について	18
9. 経営状況について	19
(1) 売上高について	19
(2) 経常利益について	19
(3) 資金繰りについて	19
(4) 当面する経営上の問題点について	19
(5) 今後の景気状況	20
10. 5類感染症へ移行後の売上・雇用について	20
(1) 5類感染症移行前と後の売上	20
(2) 雇用状況について	20
11. 経済支援の活用について	21
(1) 美唄市以外の経済支援の活用について	21
(2) 活用した国・道の経済支援	21
(3) 経済支援を活用していない理由	21
(4) 経済支援策情報の主な入手先	22
(5) 今後期待する公的支援策	22

I 調 査 の 概 要

1. 調査の目的

美唄市内の事業所における労働実態と経営状況及び設備投資の動向を把握し、労働行政上の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査基準日

令和5年9月30日とし、初任給については、4月現在とした。

3. 調査対象

市内に本社（本店）または営業所等を有する事業所を対象とする。
ただし、農業・林業・漁業、公務は対象外とする。

4. 調査方法

調査対象事業所へ調査票を郵送し、返信用封筒により回収した。

5. 調査票回収状況

調査対象事業所数・・・ 401社
回答事業所数・・・・・・ 191社
回答率・・・・・・・・・・ 47.6 %

産業別回答状況

区 分	対象事業所数（件）	回答数（件）	回答率（%）
鉱業	2	2	100.0%
建設業	77	38	49.4%
製造業	45	30	66.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	3	42.9%
情報通信業	1	0	0.0%
運送業	19	11	57.9%
卸売・小売業	80	34	42.5%
金融・保険業	6	5	83.3%
不動産業	7	3	42.9%
飲食店・宿泊業	64	20	31.3%
医療・福祉	11	5	45.5%
教育・学習支援業	4	3	75.0%
複合サービス事業	5	4	80.0%
サービス業	73	33	45.2%
総数	401	191	47.6%

6. 用語の説明

(1) 正社員

- ・雇用期間の定めがなく、所定労働時間がフルタイムで常用雇用される労働者。

(2) パートタイマー

- ・所定労働時間が正社員に比べて短い労働者。

(3) 臨時職員

- ・一定の期間を定め、臨時的に雇用される労働者。

(4) 季節労働者

- ・季節的な労働需要に対し、一定の期間を定めて雇用される労働者。
払われるもの。

(5) 事務系

- ・主として、事務的、経理、営業的な部門に従事する人。

(6) 技術系

- ・資格を有する作業、又は技術的訓練を基礎とした作業に従事する人。

(7) 労務系

- ・一般作業に従事する人。

(8) 賃金

- ・賃金、給与、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのもの(基本給、賞与、時間外・家族・住宅・通勤・手当等)。

(9) 所定労働時間

- ・会社が法定労働時間の範囲で自由に定めることができる労働時間。

7. 調査結果の留意点

- ・本調査における平均値は、単純集計平均値となっている。
- ・各集計項目によってはサンプル数にバラツキがあるため、必ずしも平均を表しているとは言えない。

Ⅱ 調 査 結 果

1. 従業員について

(1) - 1 - ① 従業員の内訳

本調査の有効回答事業所191事業所の総従業員数は2,792人で、正社員は1,767人（63.3%）、パートタイマー労働者は574人（20.6%）、臨時・季節労働者は451人（16.2%）となっている。

障がい者の雇用状況は150人で、その内正社員は62人（41.3%）、パートタイマー労働者は66人（44.0%）、臨時・季節労働者は22人（14.7%）となっている。【表1、2】

表1 雇用形態別従業員構成

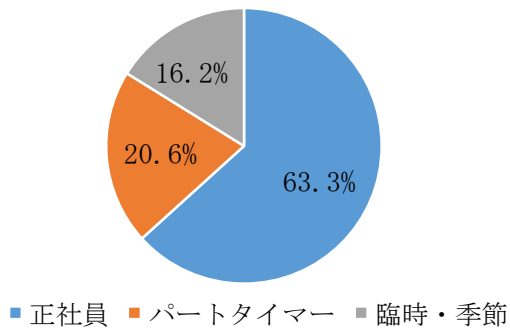
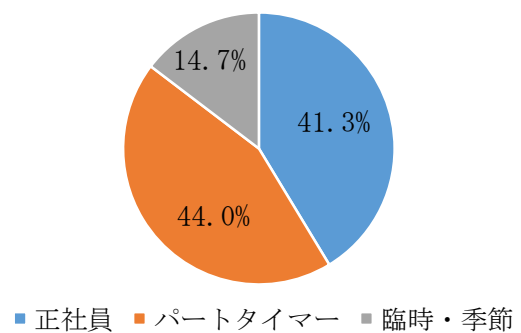


表2 雇用形態別障がい者従業員構成

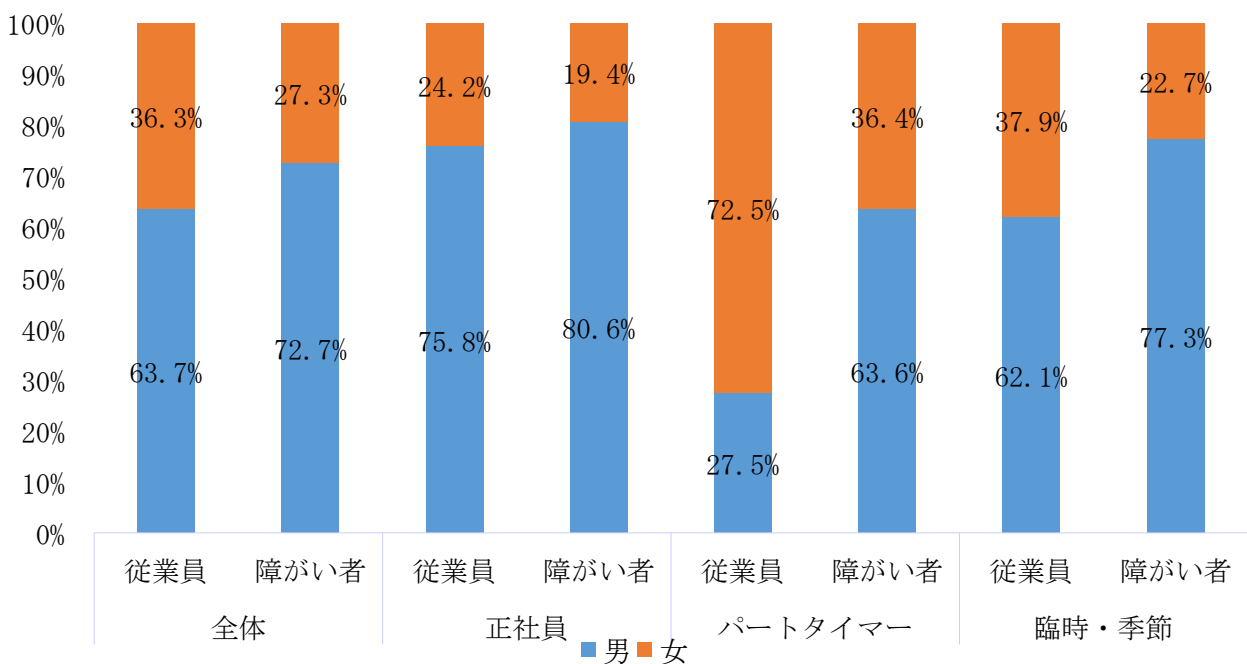


(1) - 1 - ② 雇用形態別・男女別従業員及び障がい者従業員構成

男女別従業員構成の総数では、男性63.7%、女性36.3%となっている。障がい者では、男性72.7%、女性27.3%となっている。

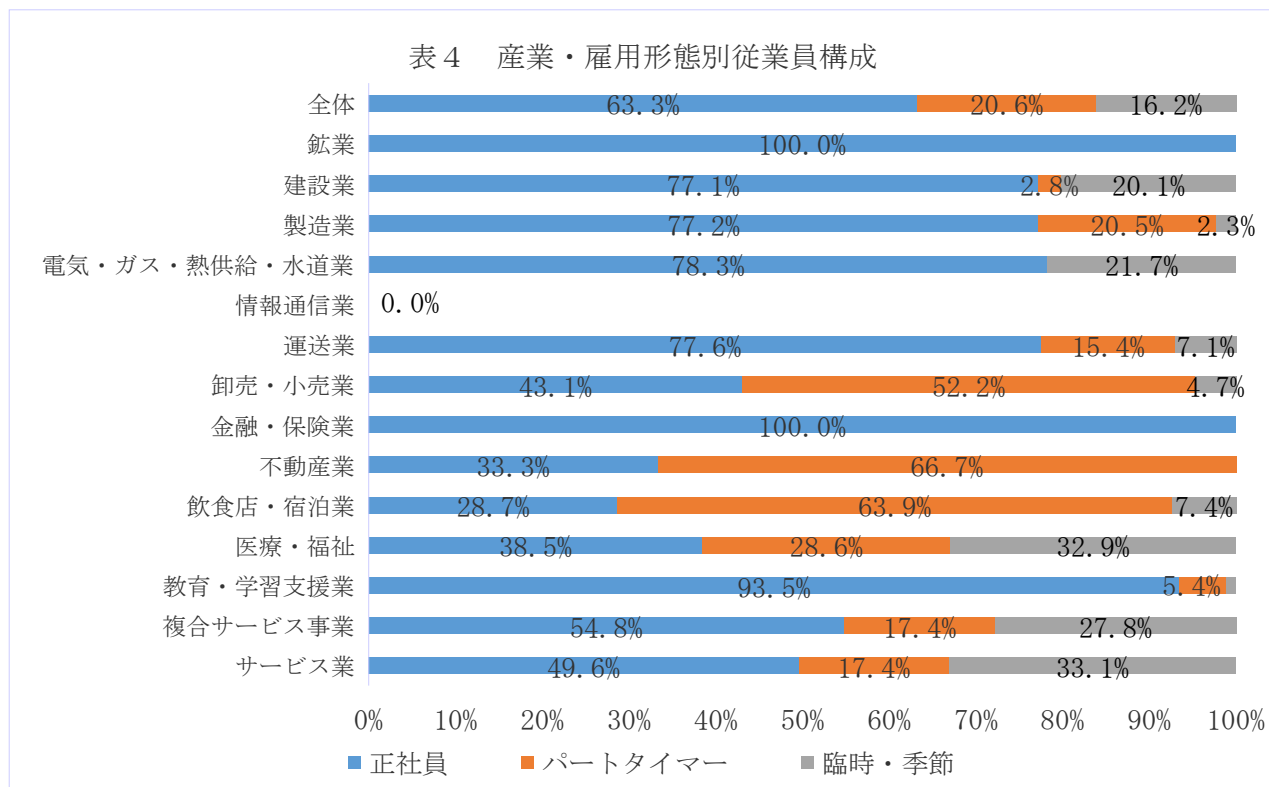
正社員の男女従業員構成比を見ると、男性が75.8%、女性が24.2%で、障がい者では、男性が80.6%、女性が19.4%となっている。【表3】

表3 雇用形態別・男女別従業員及び障がい者従業員構成



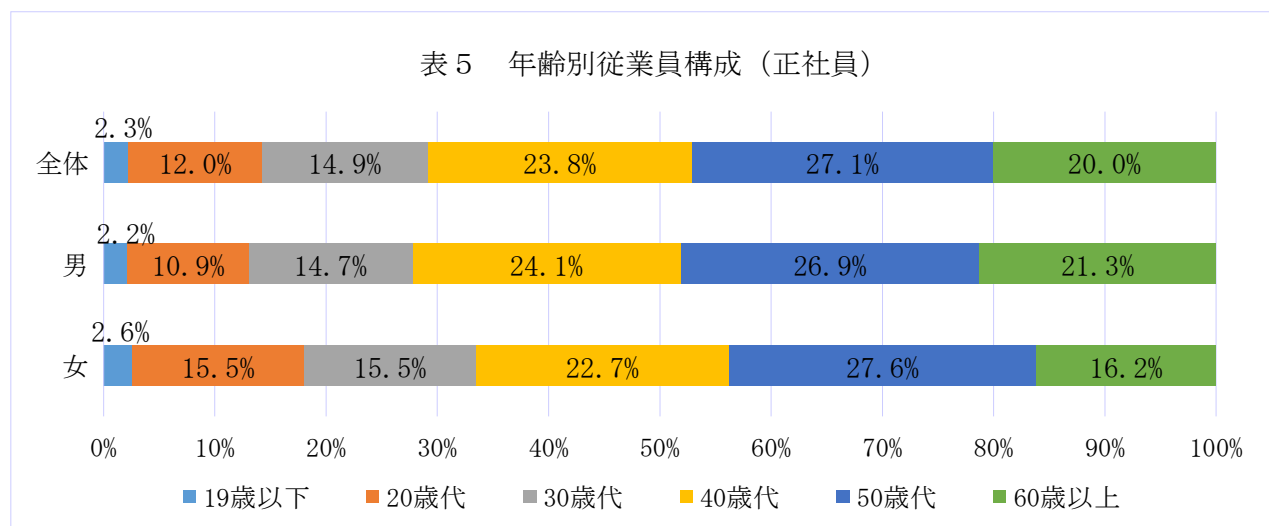
(1) - 1 - ③ 産業・雇用形態別従業員構成

産業別の雇用形態別正社員構成比率は、「鉱業」と「金融・保険業」が100%と最も多く、次に「教育・学習支援業」が93.5%、「電気・ガス・熱供給・水道業」が78.3%となっている。パートタイム労働者の構成比率では、「不動産業」が66.7%と最も多く、次に「飲食店・宿泊業」が63.9%、「卸売・小売業」の52.2%となっている。臨時・季節労働者構成比率では、「サービス業」が33.1%で最も多く、次に「医療・福祉」が32.9%、「複合サービス業」の27.8%となっている。【表4】



(1) - 2 年齢別正社員数

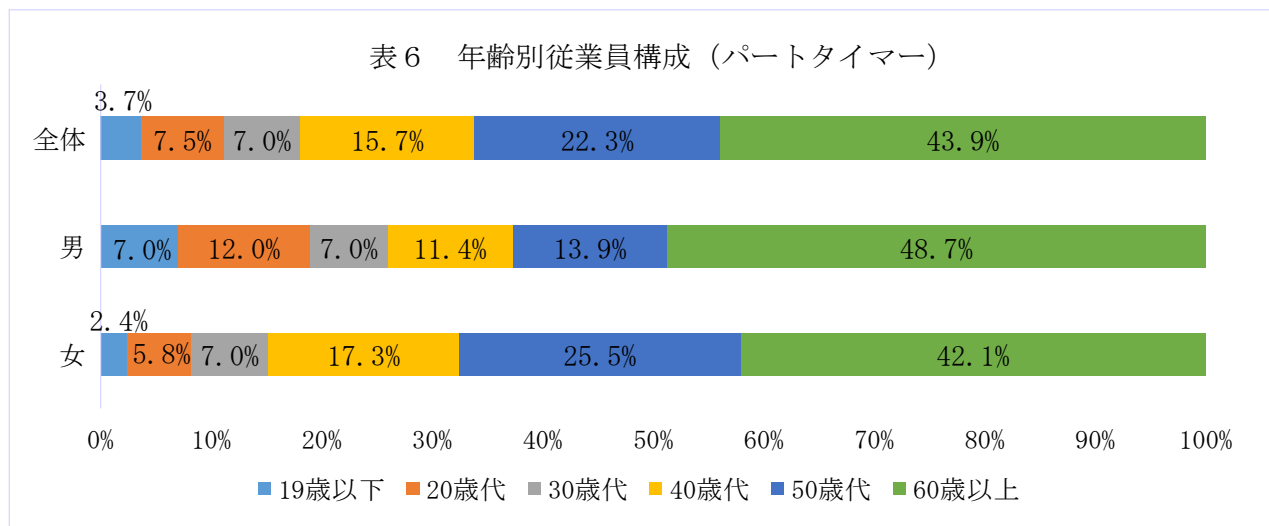
正社員の年齢別構成を見ると、全体では50歳代が27.1%で最も多く、次に40歳代が23.8%、60歳以上が20.0%となっている。男女別に見ると、男性では、50歳代が26.9%で最も多く、次に40歳代が24.1%、60歳以上が21.3%で、女性では、50歳代が27.6%で最も多く、次に40歳代が22.7%、60歳以上が16.2%となっている。【表5】



(1) - 3 年齢別パートタイマー数

パートタイマーの年齢別構成を見ると、全体では60歳以上が43.9%で最も多く、次に50歳代が22.3%、40歳代が15.7%となっている。

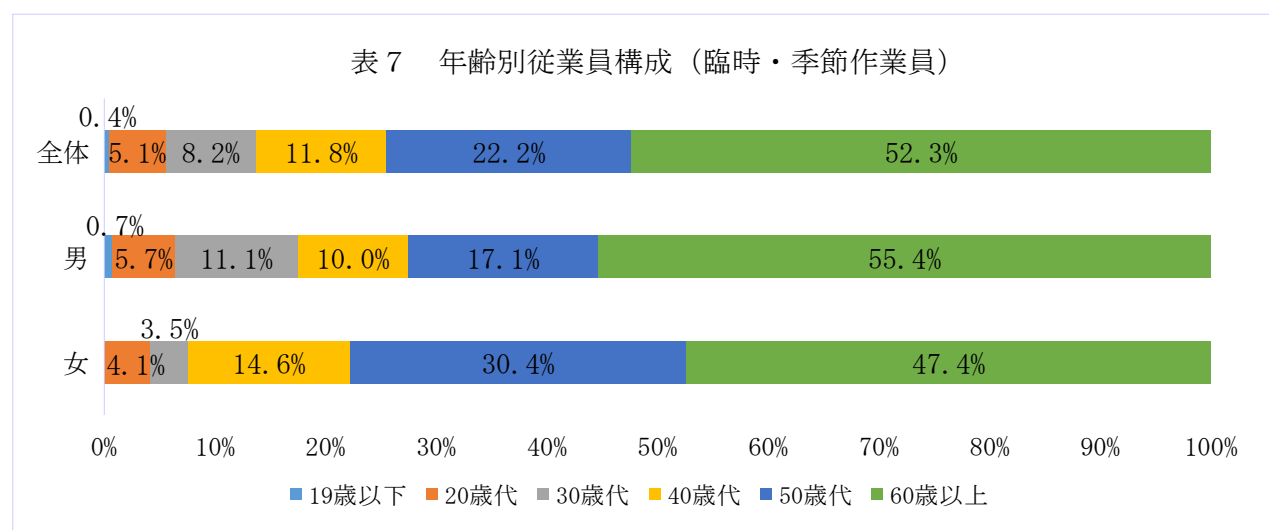
男女別に見ると、男性では、60歳以上が48.7%で最も多く、次に50歳代が13.9%、20歳代が12.0%で、女性では、60歳以上が42.1%で最も多く、次に50歳代が25.5%、40歳代が17.3%となっている。【表6】



(1) - 4 年齢別臨時・季節作業員数

臨時・季節作業員の年齢別構成を見ると、全体では60歳以上が52.3%で最も多く、次に50歳代が22.2%、40歳代が11.8%となっている。

男女別に見ると、男性では、60歳以上が55.4%で最も多く、次に50歳代が17.1%、30歳代が11.1%で、女性では、60歳以上が47.4%で最も多く、次に50歳代が30.4%、40歳代が14.6%となっている。【表7】



(2) 従業員の住所地

従業員の住所地を見ると、全体では市内在住者が72.8%で、市外在住者が27.2%となっている。【表8】

(3) 従業員の増減

従業員の増減割合では、「増減なし」が35.8%で最も多く、次に「増えた」が32.3%、「減った」が31.9%となっている。【表9】

表8 従業員の住所割合

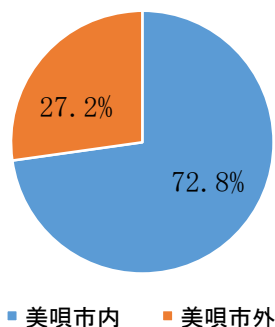
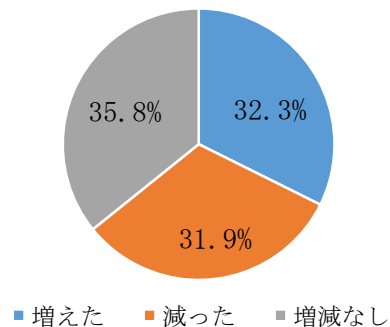


表9 従業員の増減割合



(4) 外国人雇用

外国人雇用を見ると、「雇用している」が10.5%となっており、「雇用していない」は89.5%となっている。【表10】

(5) 外国人の雇用予定

外国人の雇用予定では、「ない」が最も多く85.0%、次に「検討中」が11.4%、「ある」が3.6%となっている。【表11】

表10 外国人雇用割合

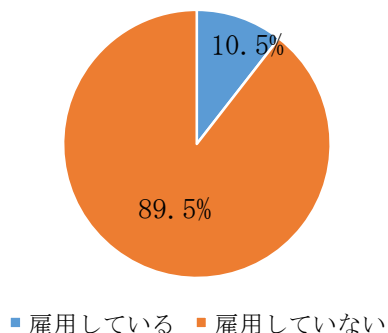
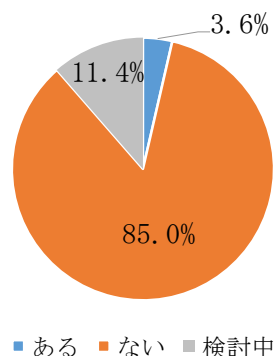


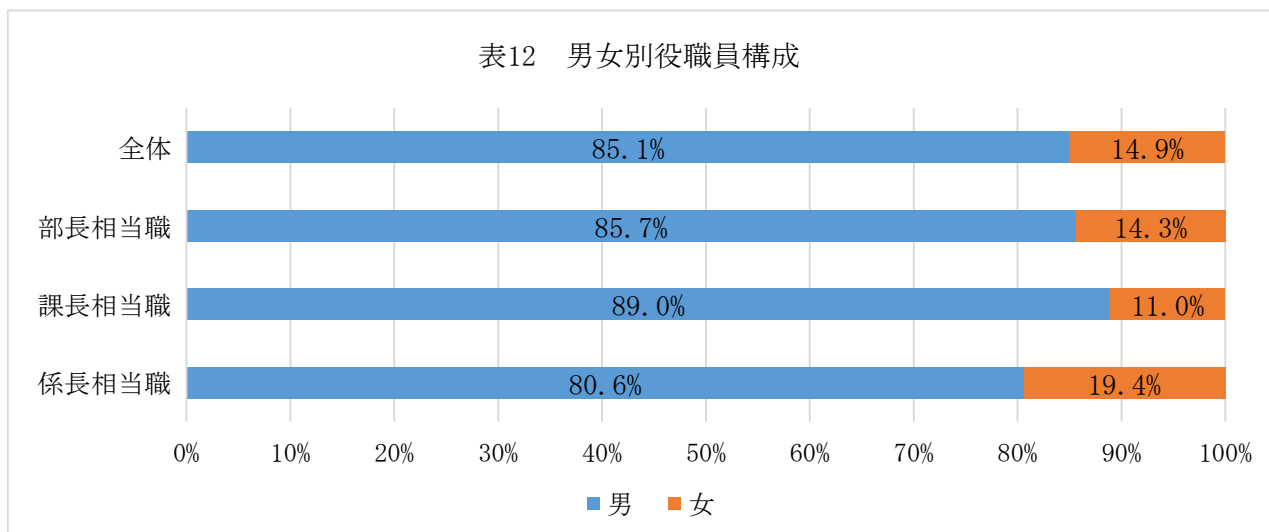
表11 今後の外国人雇用予定



(6) 役職員について

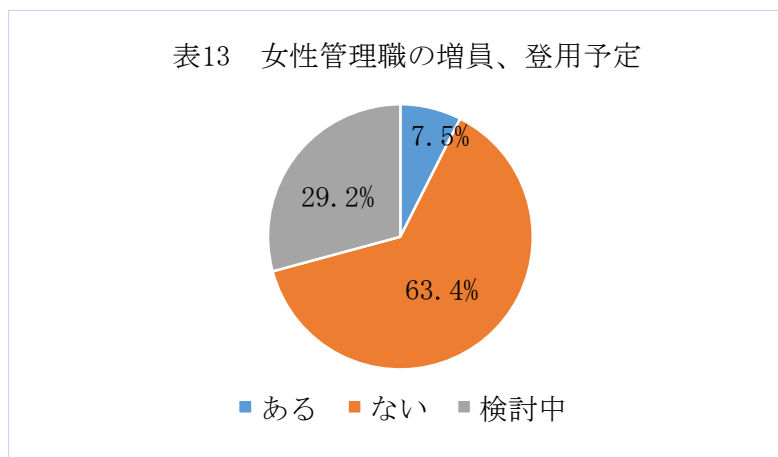
役職員の全体での男女構成比は、男性が85.1%、女性が14.9%となっている。

役職別の男女構成比を見ると、男性では、課長相当職が89.0%と最も多く、次いで部長相当職が85.7%、係長相当職が80.6%となっている。女性では、係長相当職が19.4%で最も多く、次いで部長相当職が14.3%、課長相当職が11.0%となっている。【表12】



(7) 女性管理職の増員や登用

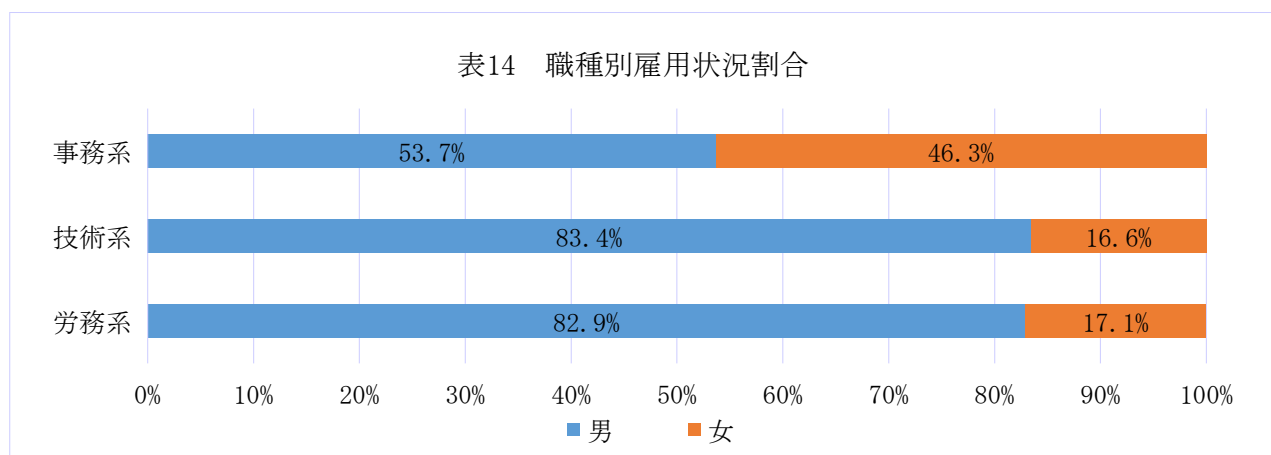
女性管理職の増員や登用予定では、「ない」が63.4%、「検討中」が29.2%、「ある」が7.5%となっている。【表13】



2. 正社員の労働状況について

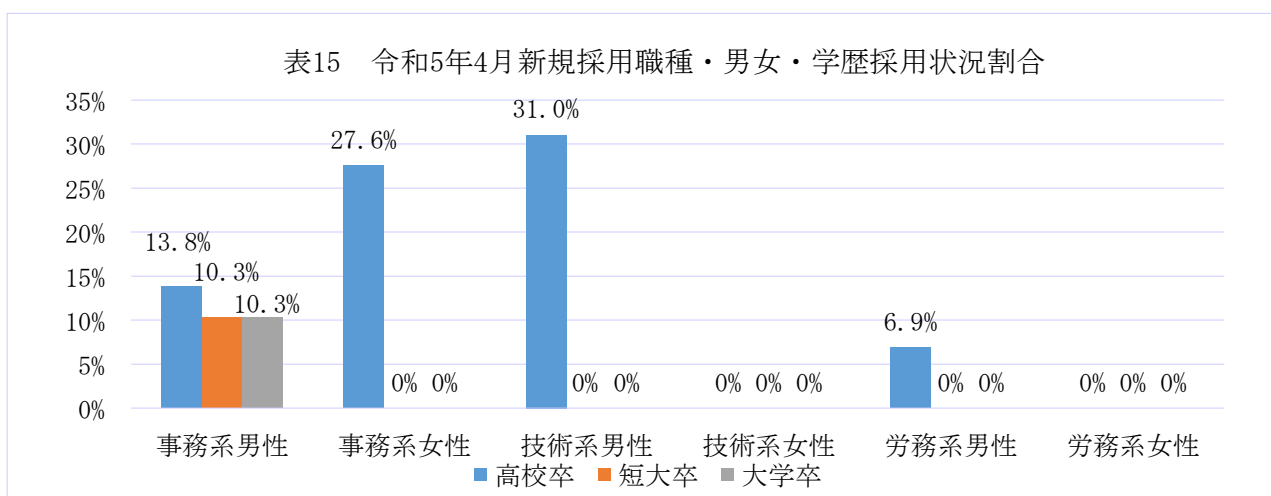
(1) 職種別雇用状況

職種別の男女の雇用状況を見ると、男性では技術系が83.4%で最も多く、次に労務系が82.9%、事務系が53.7%となっている。女性では事務系が46.3%で最も多く、次に労務系が17.1%、技術系が16.6%となっている。【表14】



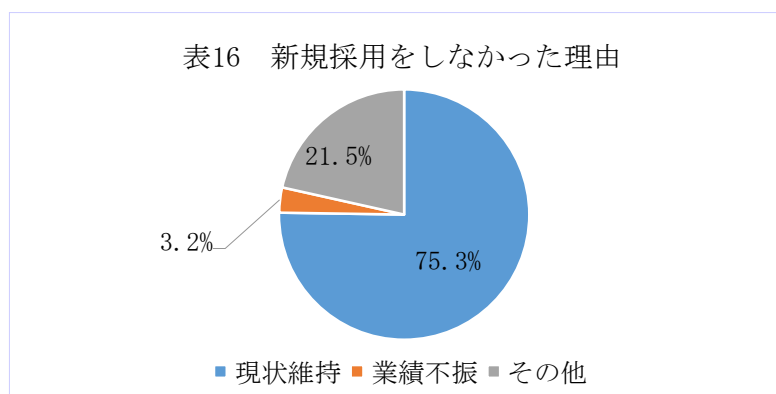
(2) - 1 令和5年4月の新規学卒者の採用者数

令和5年4月の全産業での新規学卒者の学歴、職種、男女別採用状況を見ると、高校卒業の技術系男性が31.0%で最も多く、次に高校卒業の事務系女性が27.6%となっている。【表15】



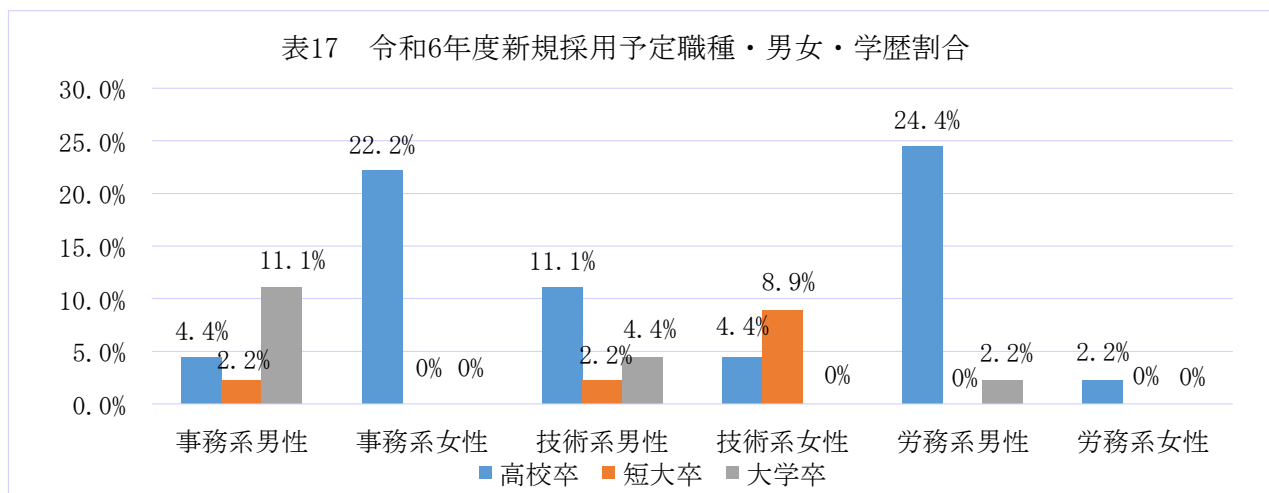
(2) - 2 令和5年4月の新規学卒者を採用しなかった理由

令和5年4月の採用をしなかった理由をみると、「現状維持」が75.3%で最も多く、「その他」が21.5%となっている。【表16】



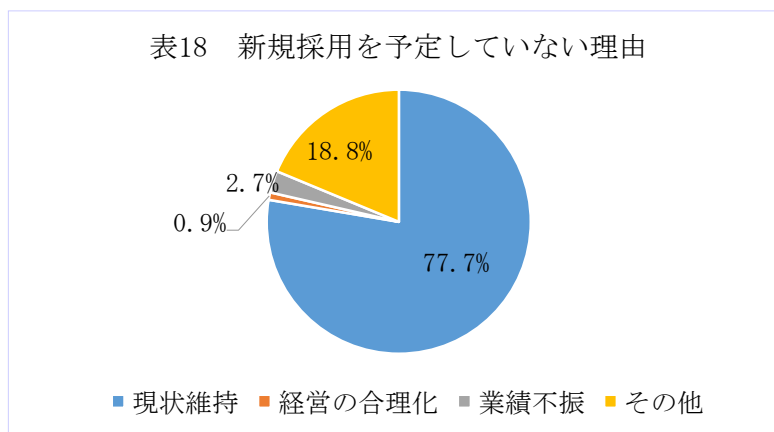
(2) -3 令和6年4月の新規学卒者の採用予定者数

令和6年4月の新規学卒者の学歴、職種、男女別採用予定状況を見ると、高校卒業の労務系男性が24.4%で最も多く、次に高校卒業の事務系女性が22.2%となっている。【表17】



(2) -4 令和6年4月の新規学卒者の採用を予定しない理由

令和6年4月の採用予定をしなかった理由を見ると、「現状維持」が77.7%で最も多く、「その他」が18.8%となっている。【表18】



(3) -1 1日の所定労働時間（休憩時間を除く）

1日の所定労働時間の内訳を見ると、「7時間30分～8時間以下」が46.2%と最も多く、次に「7時間以下」と「7時間超～7時間30分以下」が同率の20.5%となっている。【表19】

(3) -2 1週間の所定労働時間

1週間の所定労働時間の内訳を見ると、「38時間超～40時間以下」が54.8%と最も多く、次に「40時間超」が23.2%、「38時間以下」が22.0%となっている。【表20】

(3) -3 所定外（時間外）労働時間（一人当たりの1ヶ月の平均）

所定外の労働時間の内訳を見ると、「10時間以下」が62.3%と最も多く、次に「10時間超～20時間以下」が20.7%、「20時間超～30時間以下」が9.7%となっている。【表21】

表19 1日の所定労働時間

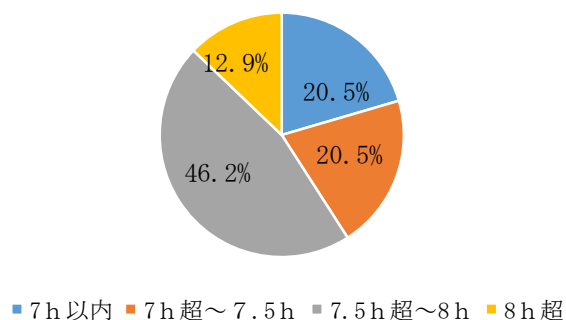


表20 1週間の所定労働時間

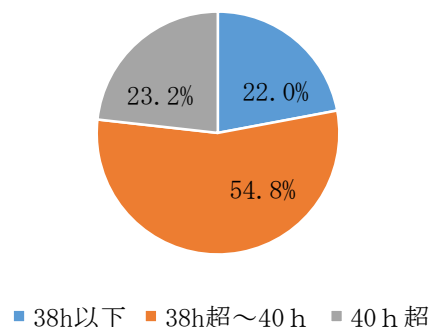
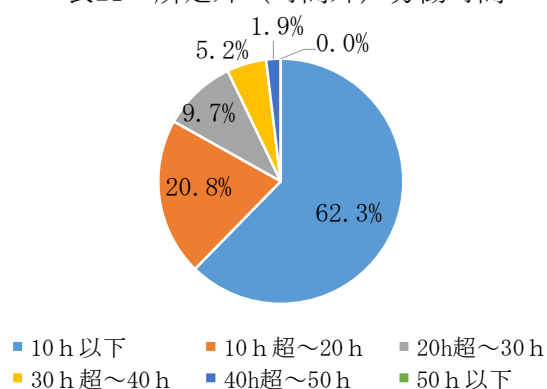


表21 所定外（時間外）労働時間



(4)－1 週休二日制の実施状況

週休二日制の実施状況を見ると、「完全週休二日制」が32.2%と最も多く、「未実施」が15.8%、「隔週週休二日制」が14.6%となっている。【表22】

(4)－2 年次有給休暇の取得日数

1年間の従業員の1人あたりの年次有給休暇取得日数では、「5日以上10日未満」が55.6%と最も多く、次に「10日以上」が22.9%、「5日未満」が21.5%となっている。【表23】

表22 週休二日制の実施状況

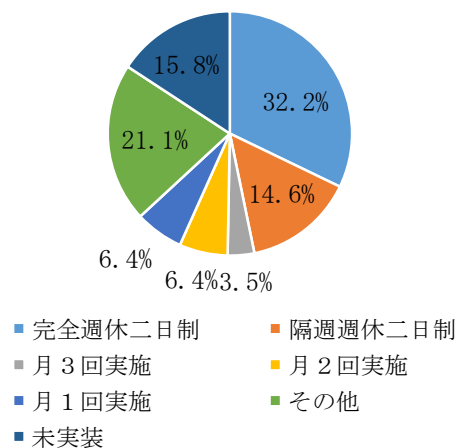
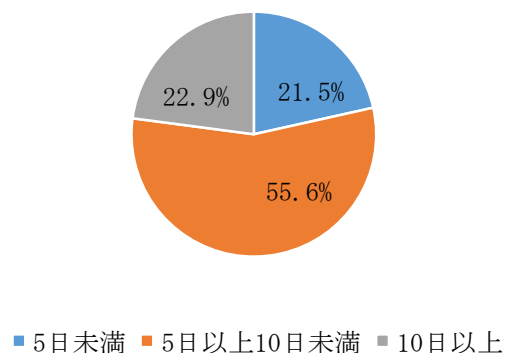


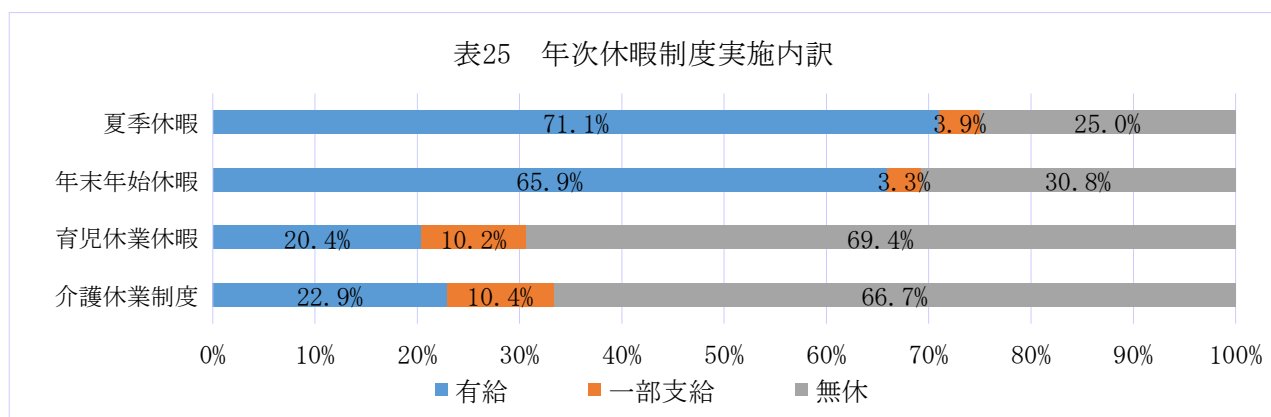
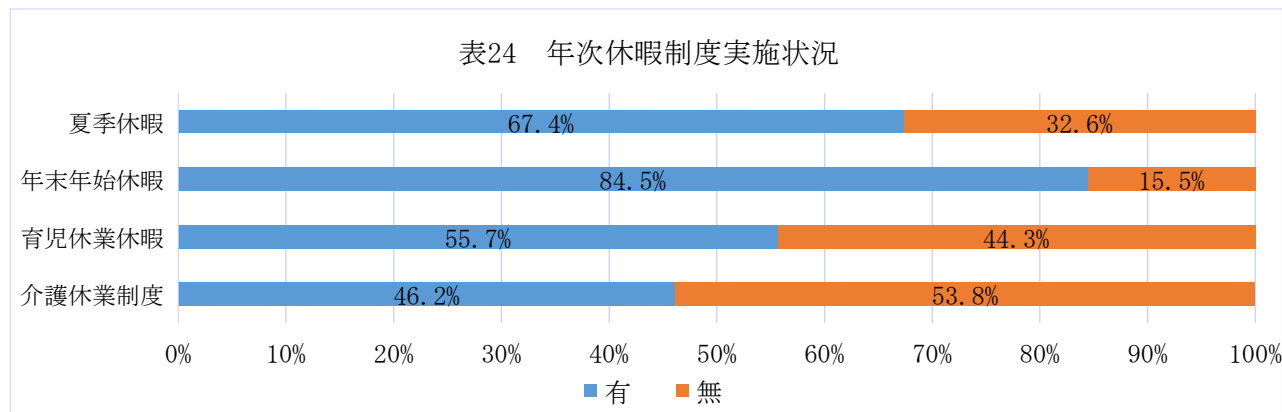
表23 1年間の年次休暇取得日数



(4)－3 年次休暇の実施状況

年次休暇について、夏期休暇、年末年始休暇、育児休業制度、介護休業制度の4項目について調査した結果、「有り」と回答した項目では、「年末年始休暇」が84.5%でと最も多く、次に「夏期休暇」が67.4%、「育児休業制度」が55.7%となっている。

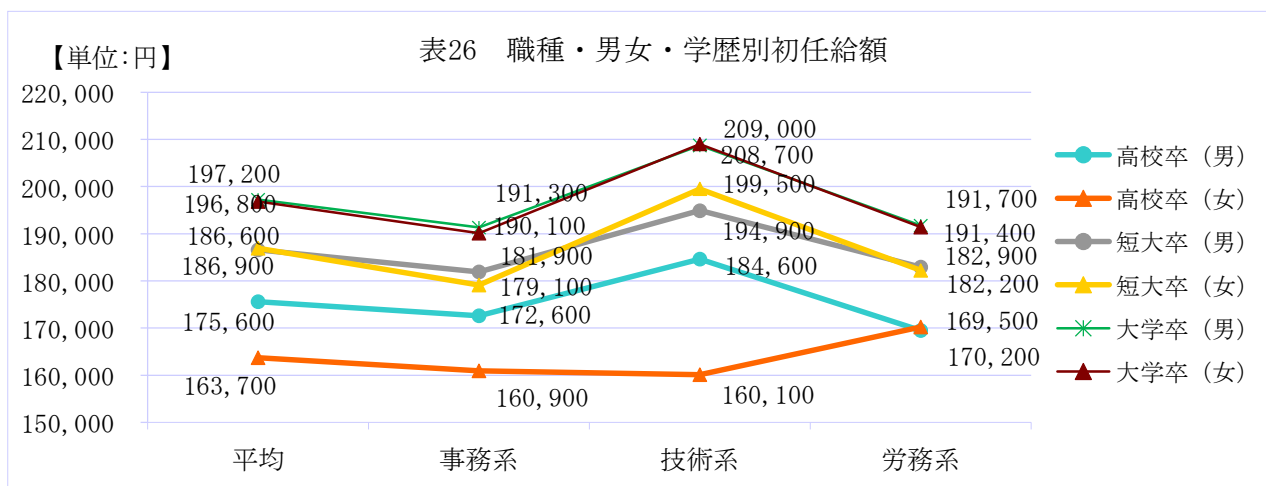
また、各休暇制度「有り」と回答のあったうち、有給休暇付与率が高いのは、「夏期休暇」の71.1%、次に「年末年始休暇」の65.9%となっている。【表24、25】



3. 正社員の賃金状況について

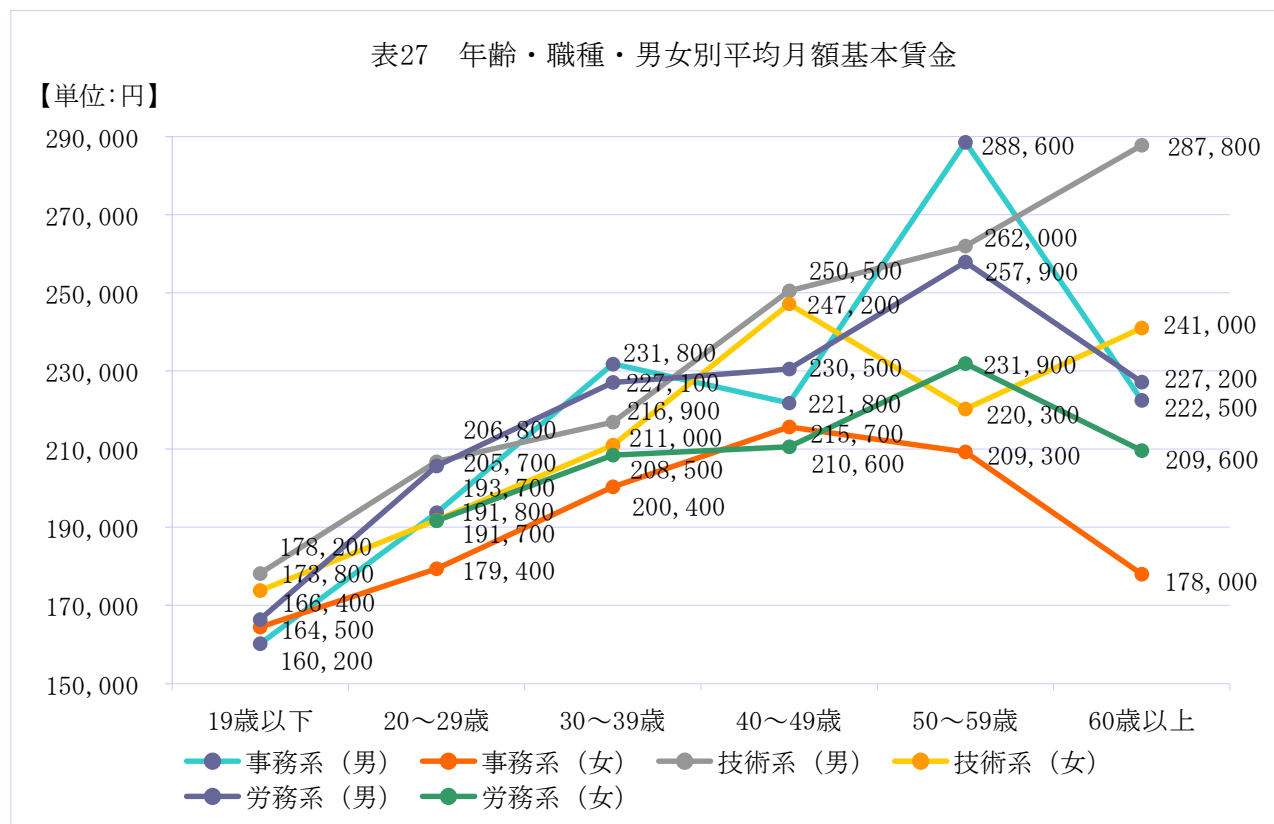
(1)－1 初任給の状況

職種・男女・学歴別の初任給の状況について、学歴別の平均賃金を見ると、最も高いのは大学卒業の男性で、197,200円となっており、最も低いのは高校卒業の女性で163,700円となっている。職種別で見ると、最も高いのは大学卒業の技術系女性で209,000円となっており、最も低いのは高校卒業の事務系女性で160,100円となっている。【表26】



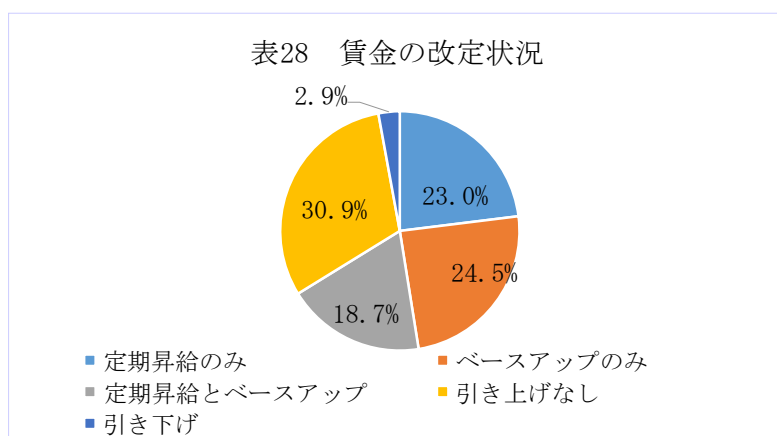
(1) - 2 年齢別平均月額基本賃金

職種・年齢・男女別の平均月額基本賃金を見ると、50～59歳の事務系の男性が最も高く288,600円となっており、次に60歳以上の技術系男性の287,800円となっている。逆に最も低いのは19歳以下の事務系男性で160,200円となっている。【表27】



(2) 賃金改定状況

令和4年度の賃金の改定状況を見ると、「引き上げなし」が30.9%と最も多く、次に「ベースアップのみ」が24.5%となっている。【表28】



(3) 各種手当支給状況

各種手当の支給状況を見ると、「通勤手当」が77.5%と最も多く、次に「冬季手当」が72.4%となっている。【表29】

手当の支給内訳を見ると、定率では「扶養手当」が84.4%と最も多く、定額では「燃料手当」が88.9%と最も多くなっている。【表30】

また、「通勤手当」「住宅手当」では定額支給が最も多くなっている。【表31】

表29 各種手当支給状況

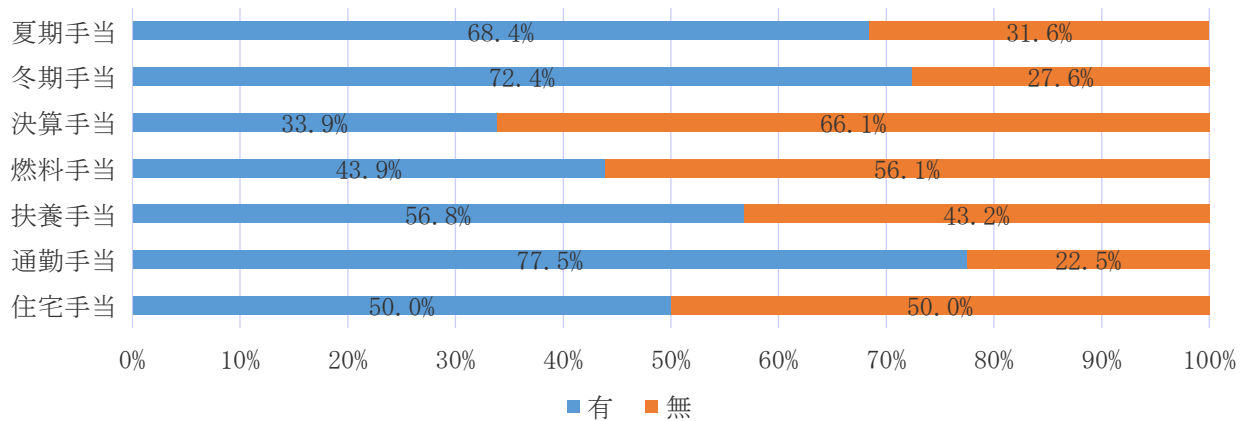


表30 手当別支給内訳①

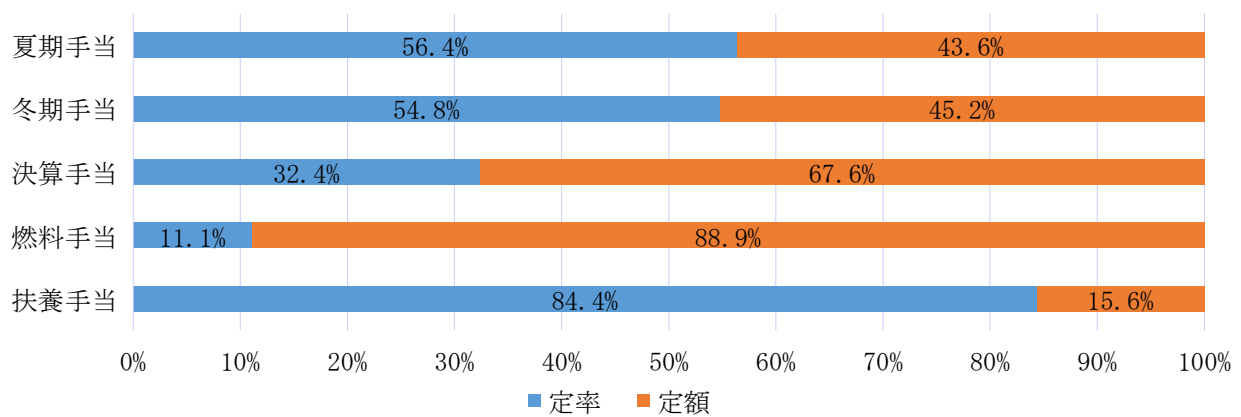
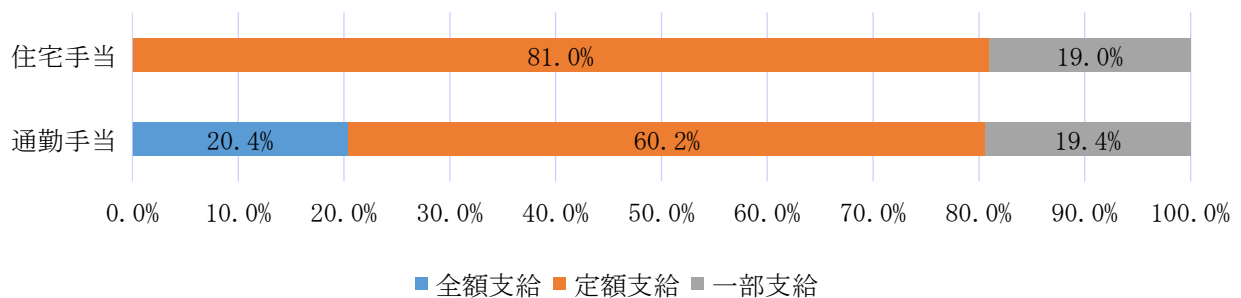


表31 手当別支給内訳②



4. 定年・再雇用・退職金状況について

(1) 定年制度

定年制度の状況を見ると、「定年制度有り」が59.5%となっている。【表32】

(2) 定年延長

定年延長の導入状況を見ると、「定年延長有り」が47.5%となっている。【表33】

表32 定年制度

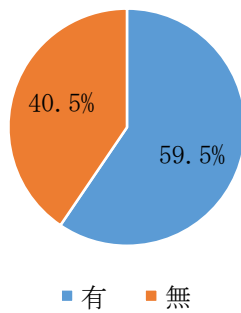
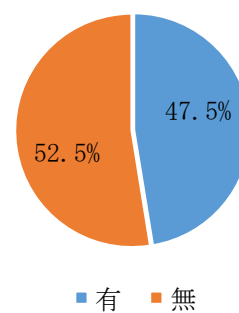


表33 定年延長



(3) 再雇用

再雇用の状況について、「再雇用有り」が64.8%となっており、その内訳を見ると、「嘱託採用」が82.9%、「臨時採用」が17.1%となっている。【表34、35】

また、嘱託採用の平均年数は4.3年で、臨時採用は3.4年となっている。

表34 再雇用

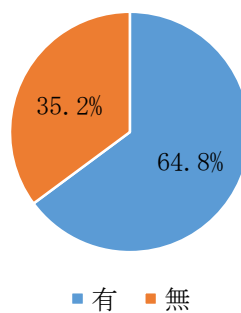
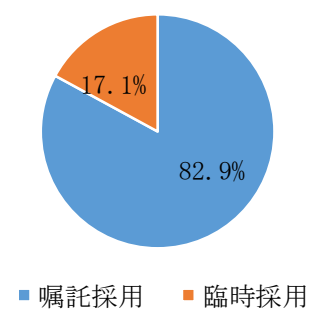


表35 再雇用内訳



(4) 退職金制度

退職金制度の状況を見ると、退職金共済制度「有り」が70.4%となっており、その内訳を見ると、「中小企業退職金共済制度」が43.9%、「自主制度」が31.8%、「建設業退職金共済制度」が22.4%となっている。【表36、37】

表36 退職金制度

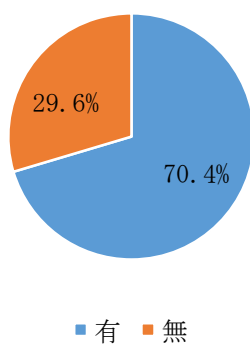
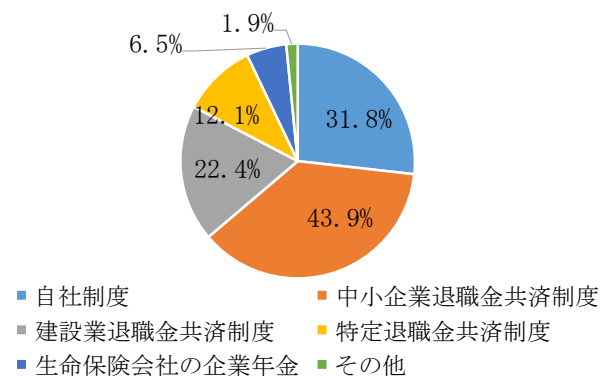


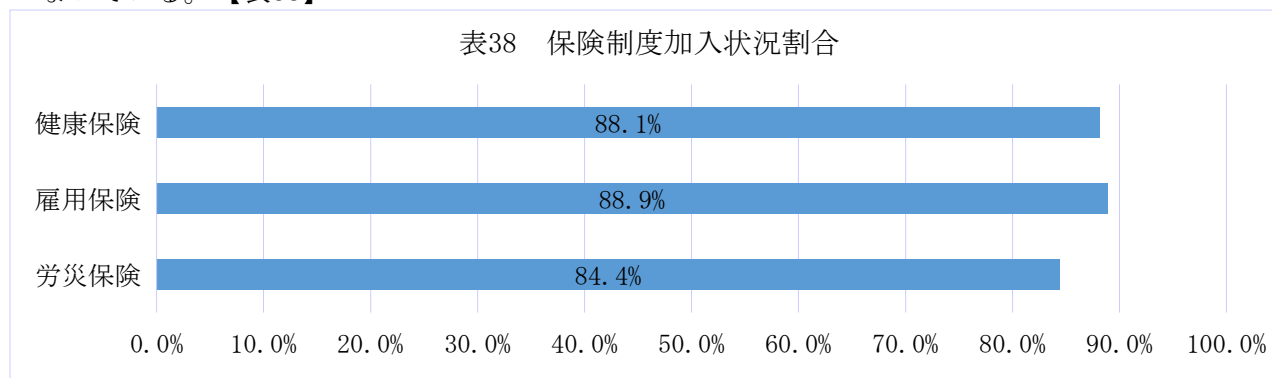
表37 退職金制度の内訳



5. 保険・福利厚生制度について

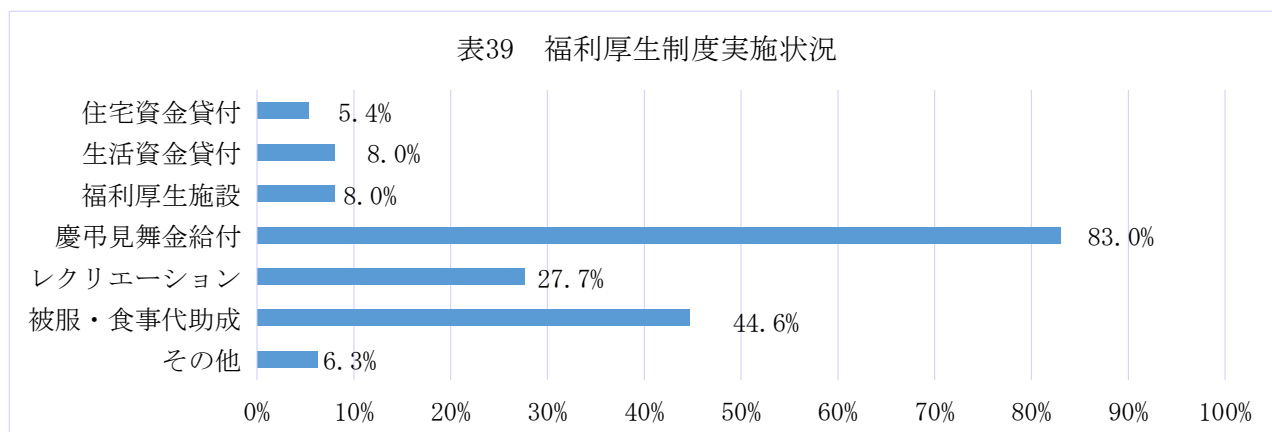
(1) 保険制度

保険制度について、全体の94.4%が「健康・雇用・労災保険」のいずれかに加入しており、その内訳を見ると、「健康保険」が88.1%、「雇用保険」が88.9%、「労災保険」が84.4%となっている。【表38】



(2) 福利厚生制度

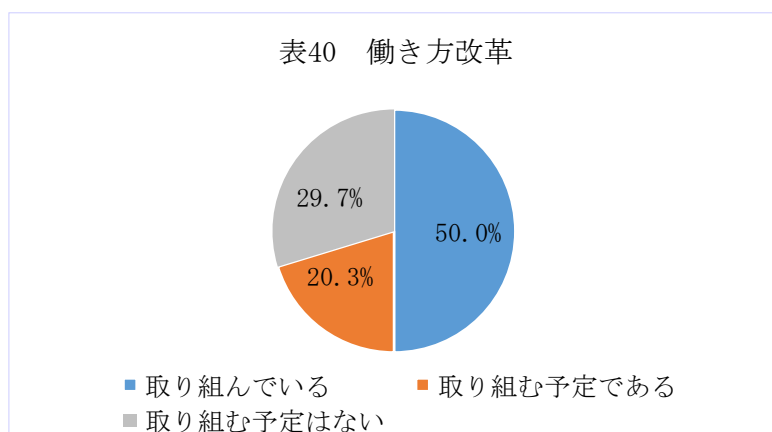
福利厚生制度について、全体の76.7%が福利厚生制度を実施しており、その内訳を見ると、「慶弔見舞金給付」が83.0%で最も多く、次に「被服・食事代助成」が44.6%となっている。【表39】



6. 働き方改革について

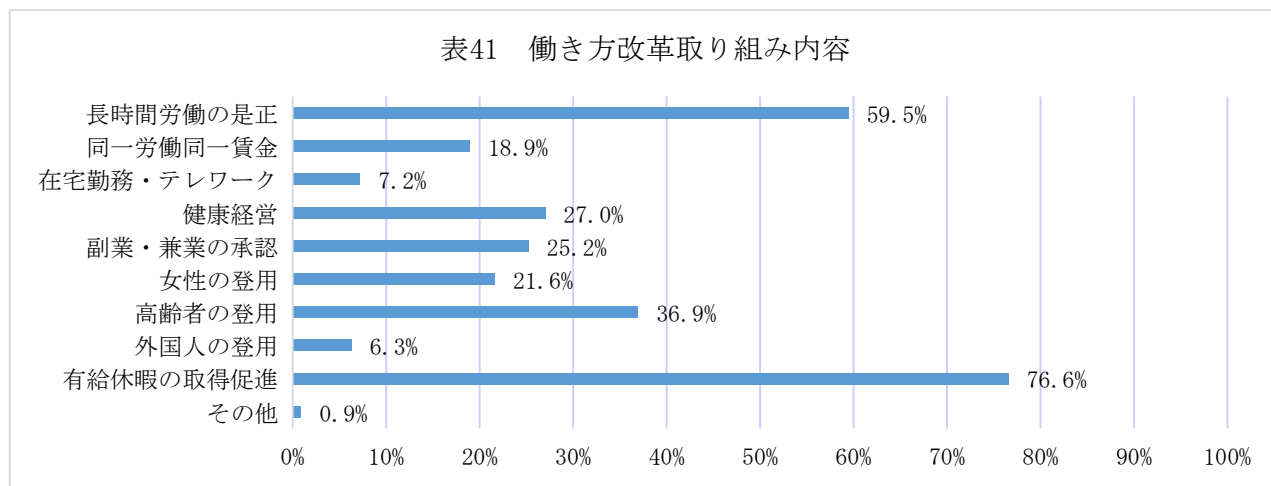
(1) 取組状況

働き方改革について、「取り組んでいる」が50.0%で最も多く、次に「取り組む予定はない」が29.7%、「取り組む予定である」が20.3%となっている。【表40】



(2) 取組内容

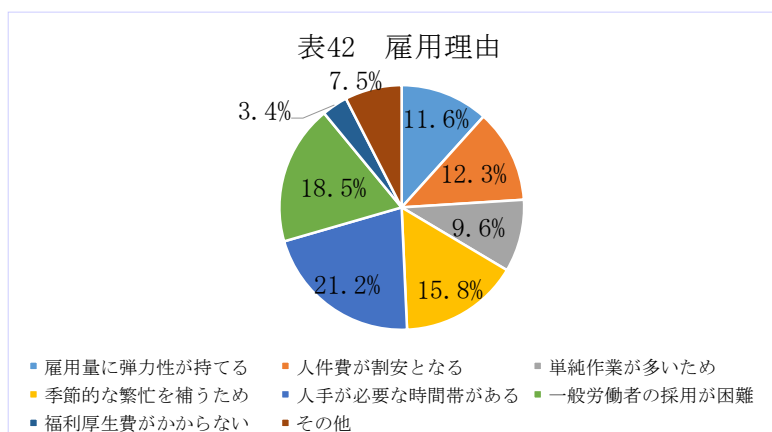
取組内容（予定を含む）を見ると、「有給休暇の取得促進」が76.6%で最も多く、次に「長時間労働の是正」が59.5%、「高齢者の登用・活用促進」が36.9%となっている。【表41】



7. パートタイマーの雇用状況について

(1) 雇用理由

「人手が必要な時間帯がある」が21.2%と最も多く、次に「一般労働者の採用が困難」が18.5%、「季節的な繁忙を補うため」が15.8%となっている。【表42】



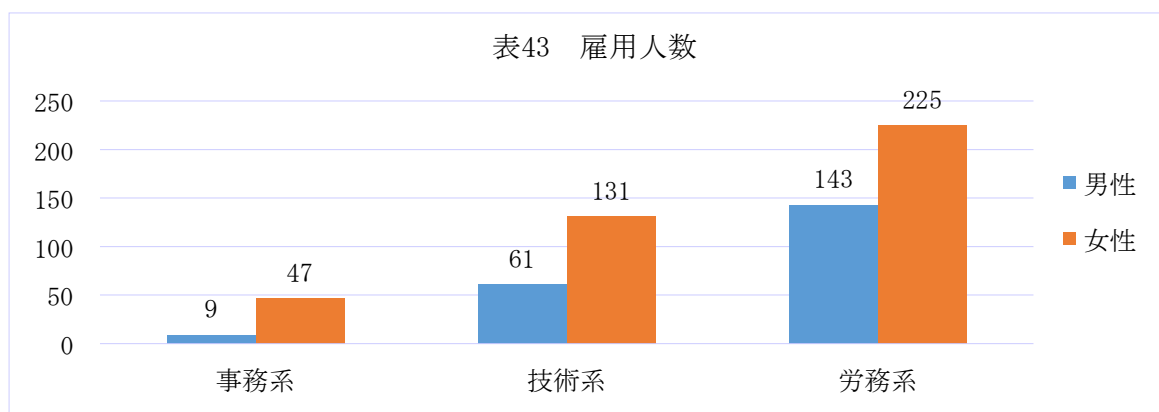
(2) 職種別雇用人数・年齢・賃金

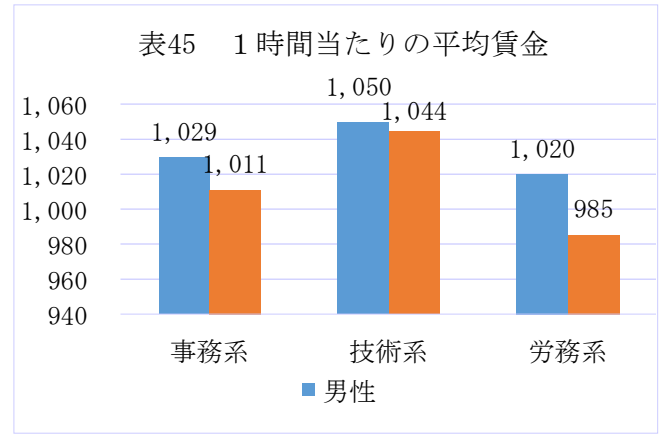
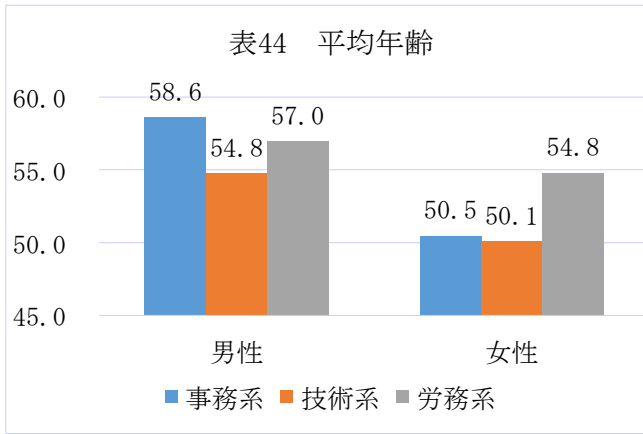
職種別雇用人数・年齢・賃金の各状況を見ると、職種別の雇用人数では、労務系の女性が225人で最も多く、次に労務系の男性が143人となっている。【表43】

平均年齢では、技術系の女性が50.1歳で最も若く、次に事務系の女性が50.5歳となっている。

【表44】

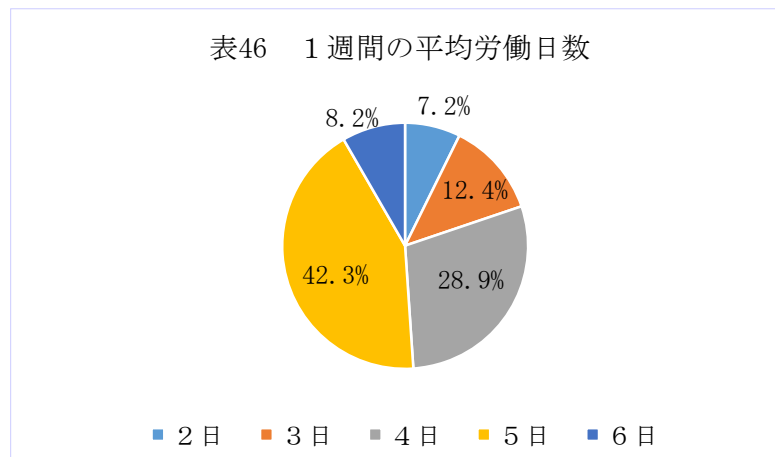
1時間当たりの平均賃金では、技術系の男性が1,050円で最も高く、次に技術系の女性が1,044円となっている。【表45】





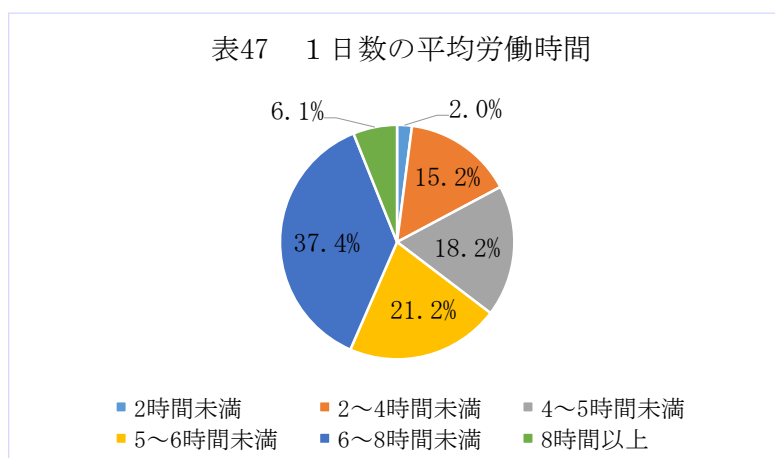
(3) 1週間の平均労働日数

1週間の平均労働日数を見ると、「5日間」が42.3%で最も多く、次に「4日間」が28.9%、「3日間」が12.4%となっている。【表46】



(4) 1日の平均労働時間

1日の平均労働時間を見ると、「6～8時間未満」が37.4%で最も多く、次に「5～6時間未満」が21.2%、「4～5時間未満」が18.2%となっている。【表47】



（５）就業規則

就業規則の状況について、「就業規則有り」が58.0%となっており、その内訳を見ると、「専用の就業規則」が41.5%、「その都度必要事項を決定」が30.8%となっている。【表48、49】

表48 就業規則

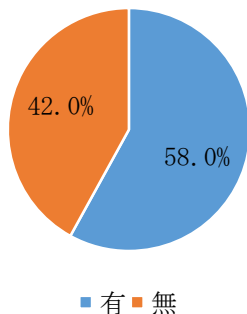
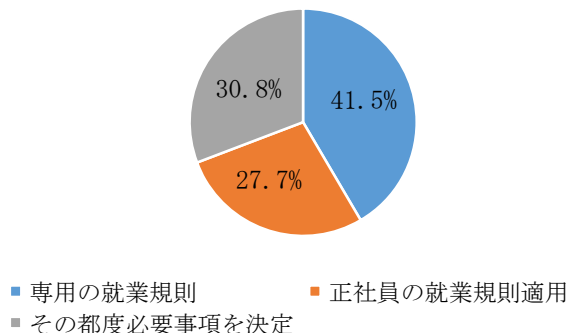


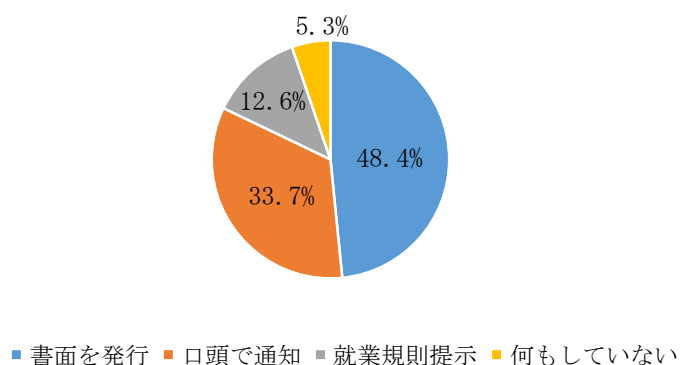
表49 規則の内訳



（６）労働条件明示

労働条件明示の状況を見ると、「書面で発行」が48.4%で最も多く、次に「口頭で通知」が33.7%、「就業規則提示」の12.6%となっている。【表50】

表50 労働条件明示割合



8. 設備投資状況について

設備投資を「実施した」が28.9%、「実施していない」が71.1%となっている。【表51】「実施した」内訳を見ると、「機械の更新」が72.2%で最も多く、次に建物・構築物の「増設」が13.9%、「新設」が11.1%、「製造ラインの増設」が2.8%となっている。【表52】

表51 設備投資

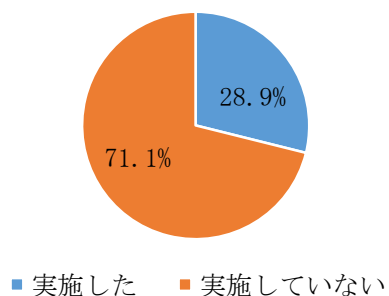
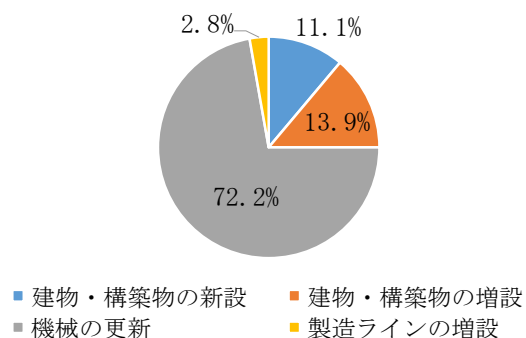


表52 設備投資の内訳



9. 経営状況について（前年度との比較）

（1）売上高について

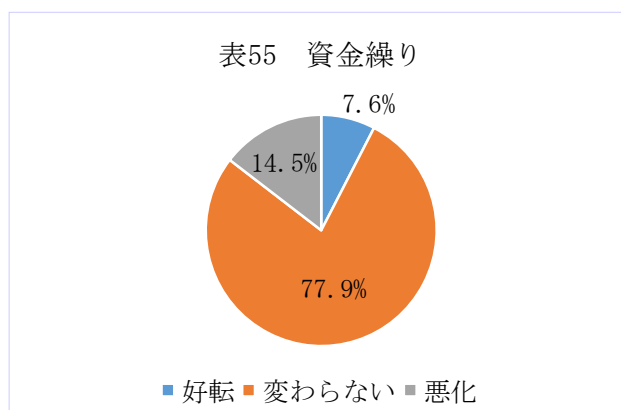
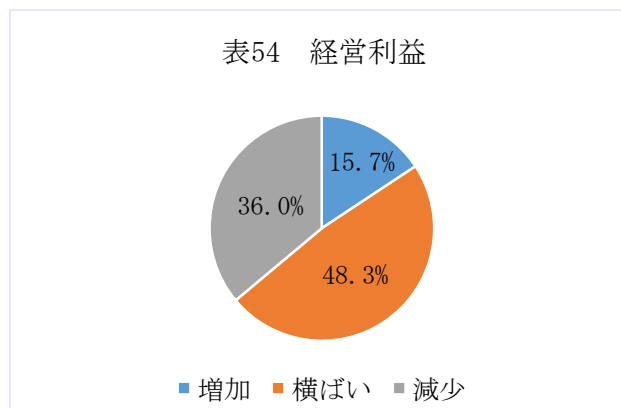
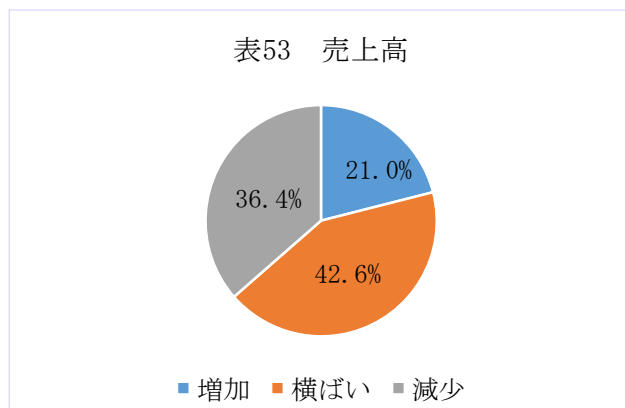
前年と比較した売上高では、「横ばい」が42.6%で最も多く、次に「減少」が36.4%、「増加」が21.0%となっている。【表53】

（2）経常利益について

経常利益では、「横ばい」が48.3%で最も多く、次に「減少」が36.0%、「増加」が15.7%となっている。【表54】

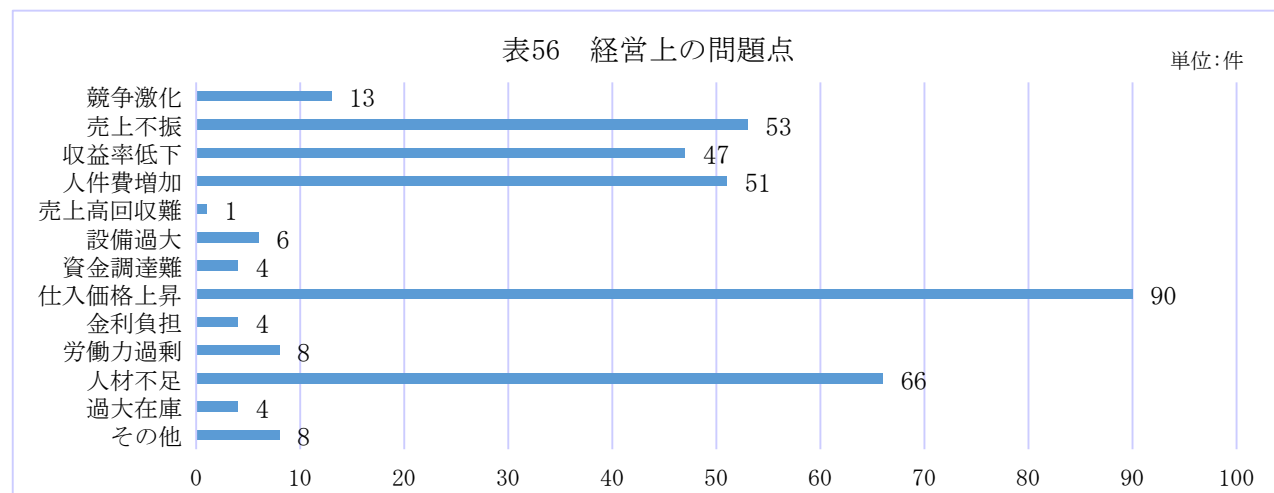
（3）資金繰りについて

資金繰りでは、「変わらない」が77.9%で最も多く、次に「悪化」が14.5%、「好転」が7.6%となっている。【表55】



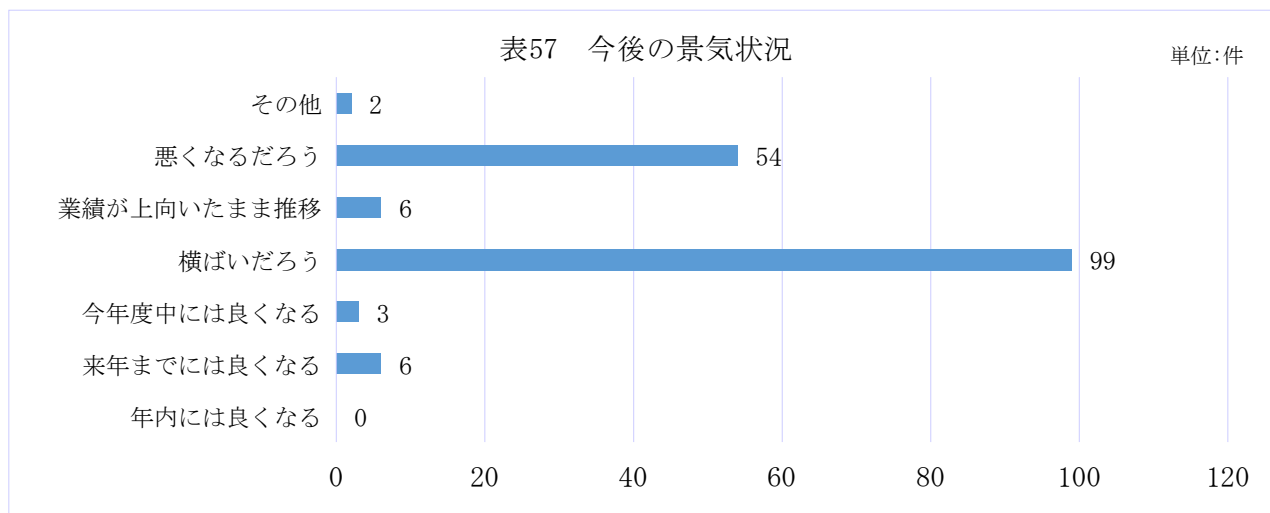
（4）当面する経営上の問題点について（複数回答あり）

当面する経営上の問題点では、「仕入価格上昇」が90件で最も多く、次に「人材不足」が66件、「売上不振」が53件となっている。【表56】



（５）今後の景気状況

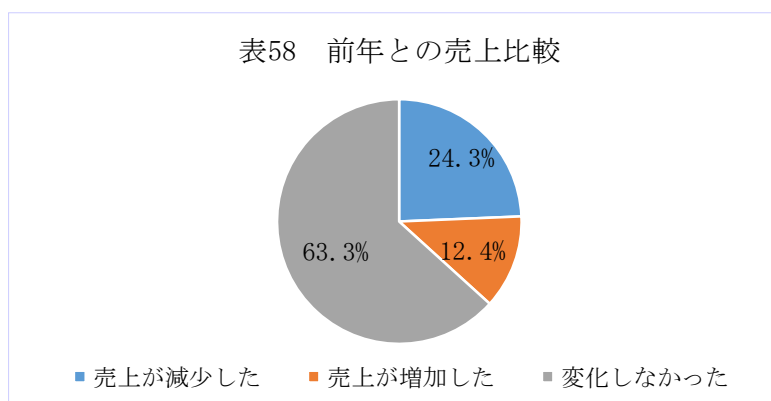
今後の景気状況の予測について、「横ばいだろう」が99件で最も多く、次に「悪くなるだろう」が54件だった。



10．5類感染症へ移行後の売上・雇用について

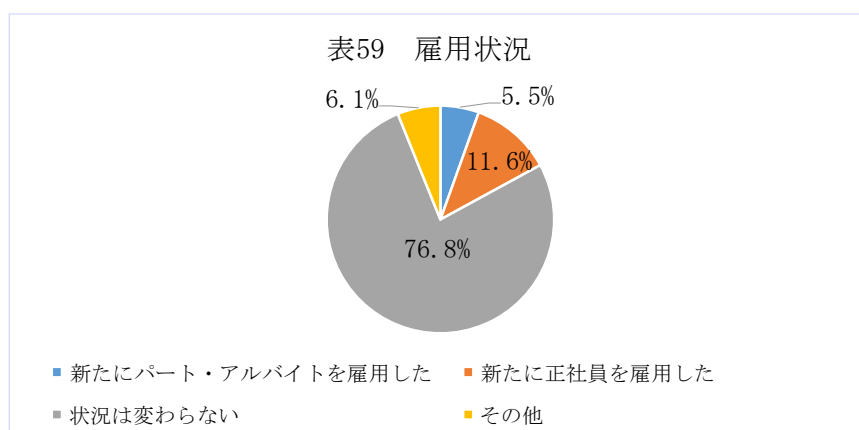
（１）5類感染症移行前と後の売上

売上の増減については、「変化なかった」が63.3%で最も多く、次に「売り上げが減少した」24.3%、「売上が増加した」が12.4%となっている。【表58】



（２）雇用状況について

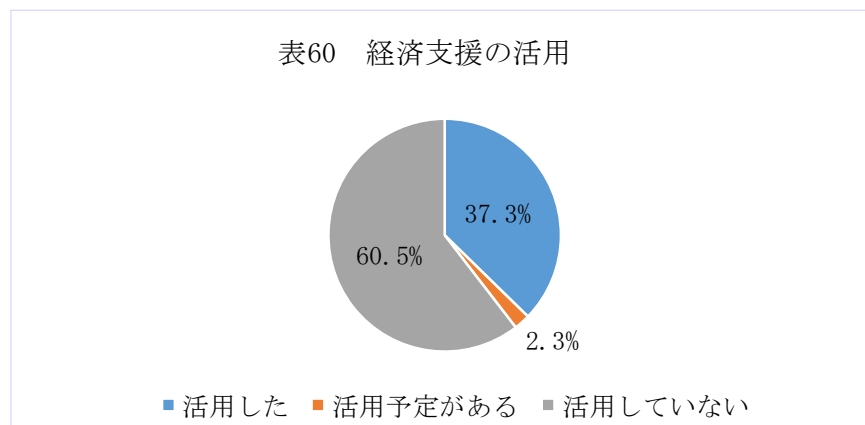
「状況は変わらない」が76.8%で最も多く、「新たに正社員を雇用した」が11.6%、「新たに得パート・アルバイトを雇用した」が5.5%となっている。【表59】



1 1. 経済支援の活用について

(1) 美唄市以外の経済支援の活用について

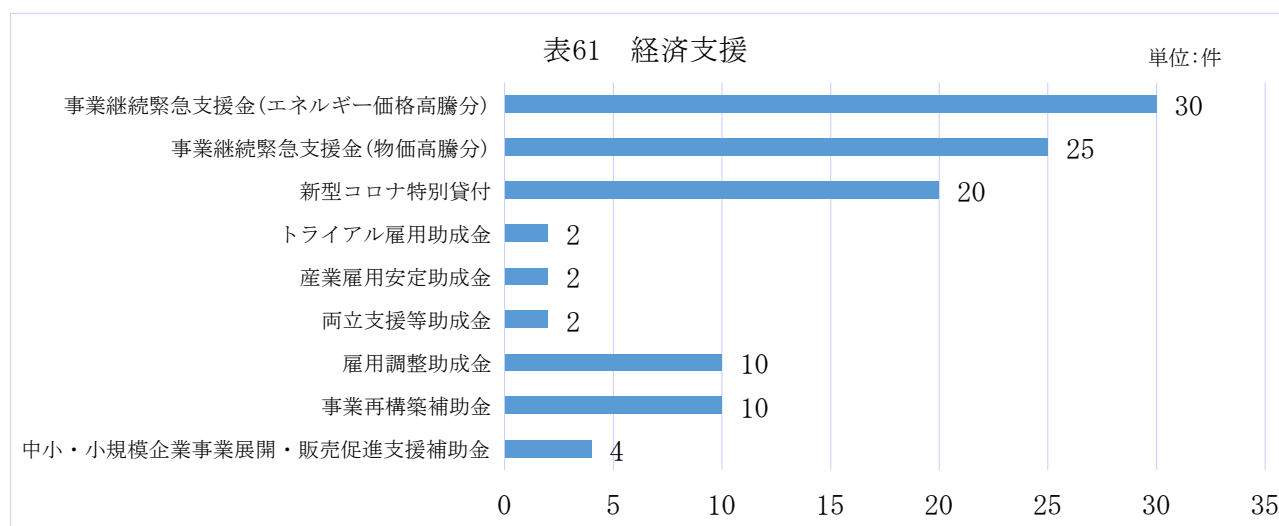
「活用していない」が60.5%、「活用した」37.3%、「活用予定がある」が2.3%となっている。【表60】



(2) 活用した国・道などの経済支援

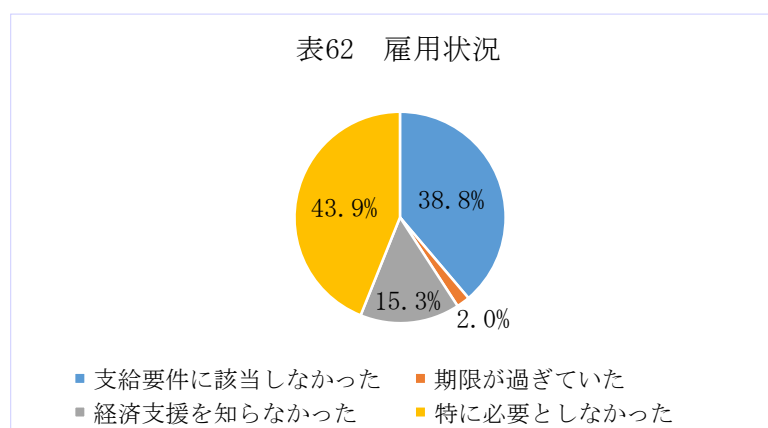
「事業継続緊急支援金(エネルギー価格高騰分)」が30件で最も多く、次に「事業継続緊急支援金(物価高騰分)」が25件、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」が20件となっている。

【表61】



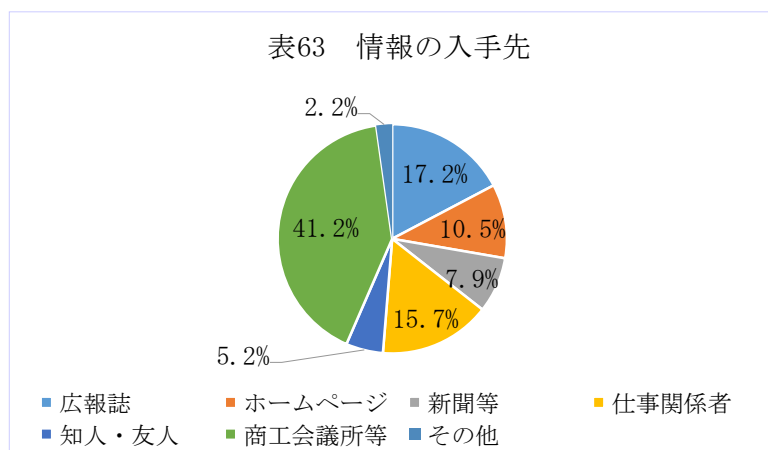
(3) 経済支援を活用していない理由

「特に必要としなかった」が43.9%で最も多く、次に「支給要件に該当しなかった」が38.8%、「経済支援を知らなかった」が15.3%となっている。【表62】



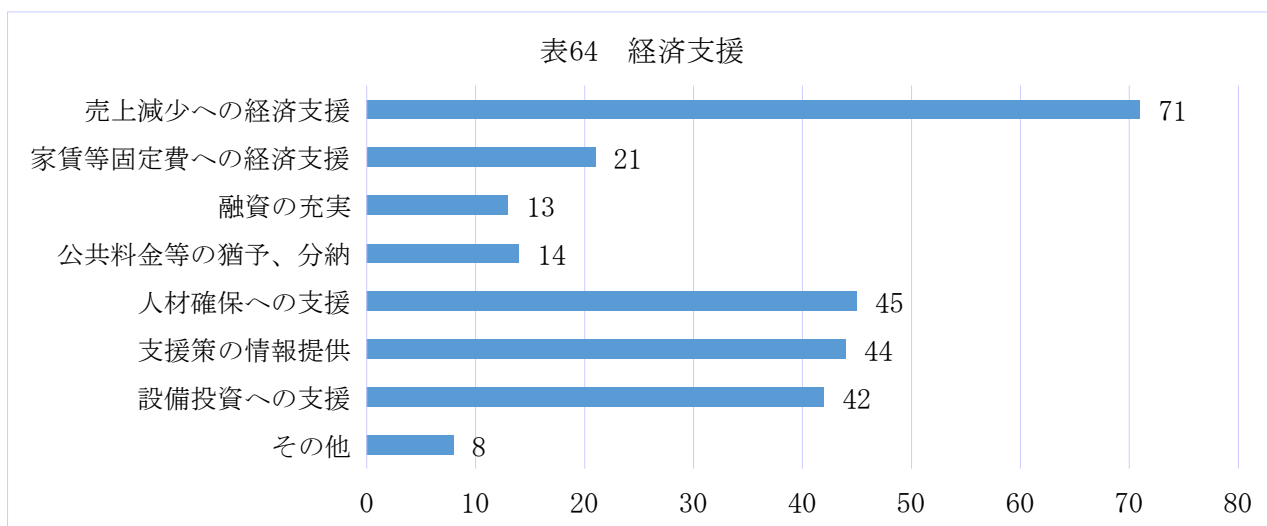
(4) 経済支援策情報の主な入手先

「商工会議所など」が41.2%で最も多く、次に「広報誌(メロディー)」が17.2%、「同業者、仕事関係者」が15.7%となっている。【表63】



(5) 今後期待する公的支援策

「売上減少への経済支援」が71件で最も多く、次に「人材確保への支援」が45件、「支援策の情報提供」が44件となっている。【表64】



集 計 表

(1)-1 従業員の内訳

(单位:人)

[illegible]

(单位:人)

区 分		内 訳	合 計			1 9 歳 以 下			2 0 ～ 2 9 歳			3 0 ～ 3 9 歳			4 0 ～ 4 9 歳			5 0 ～ 5 9 歳			6 0 歳 以 上		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総 数		従業員	1,340	427	1,767	29	11	40	146	66	212	197	66	263	323	97	420	360	118	478	285	69	354
		(内障がい者)	50	12	62				8	4	12	4	3	7	15	1	16	17	2	19	6	2	8
産 業 別	鉱 業	従業員	16	3	19										5	1	6	6	1	7	5	1	6
		(内障がい者)																					
	建 設 業	従業員	394	54	448	5	2	7	46	7	53	54	6	60	97	14	111	86	18	104	106	7	113
		(内障がい者)	3		3				1		1				2		2						
	製 造 業	従業員	364	107	471	6	1	7	42	13	55	68	17	85	85	19	104	110	33	143	53	24	77
		(内障がい者)	36	12	48				6	4	10	4	3	7	9	1	10	14	2	16	3	2	5
	電気・ガス・熱 供給・水道業	従業員	16	2	18				2		2	2		2	5	2	7	3		3	4		4
		(内障がい者)																					
	情報通信業	従業員																					
		(内障がい者)																					
	運 送 業	従業員	109	12	121	2		2	8		8	7	5	12	30	3	33	36	4	40	26		26
		(内障がい者)	3		3										1		1	1		1	1		1
	卸売・小売業	従業員	73	36	109				8	1	9	11	4	15	16	11	27	21	9	30	17	11	28
		(内障がい者)	2		2				1		1							1		1			
	金融・保険業	従業員	25	21	46		3	3	4	10	14	6	5	11	4	2	6	7	1	8	4		4
		(内障がい者)																					
	不動産業	従業員		1	1																	1	1
		(内障がい者)																					
飲食店・宿泊業	従業員	18	13	31		2	2	2		2	2	3	5	4	4	8	6		6	4	4	8	
	(内障がい者)																						
医療・福祉	従業員	79	73	152				4	8	12	8	10	18	28	16	44	28	28	56	11	11	22	
	(内障がい者)																						
教育・学習支援業	従業員	62	24	86		2	2	3	11	14	8		8	16	6	22	22	3	25	13	2	15	
	(内障がい者)	2		2													1		1	1		1	
複合サービス事業	従業員	101	47	148	13	1	14	16	12	28	16	12	28	15	11	26	20	10	30	21	1	22	
	(内障がい者)	4		4										3		3				1		1	
サービス業	従業員	83	34	117	3		3	11	4	15	15	4	19	18	8	26	15	11	26	21	7	28	
	(内障がい者)																						

(单位:人)

区 分		内 訳	合 計			1 9 歳 以 下			2 0 ～ 2 9 歳			3 0 ～ 3 9 歳			4 0 ～ 4 9 歳			5 0 ～ 5 9 歳			6 0 歳 以 上		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総 数		従業員	158	416	574	11	10	21	19	24	43	11	29	40	18	72	90	22	106	128	77	175	252
		(内障がい者)	42	24	66																		
産 業 別	鉱 業	従業員																					
		(内障がい者)																					
	建 設 業	従業員	4	12	16					1	1		1	1		3	3		3	3	4	4	8
		(内障がい者)	1		1																1		1
	製 造 業	従業員	44	81	125	2		2	4	2	6	3	6	9	10	16	26	15	19	34	10	38	48
		(内障がい者)	3	2	5	1		1	1		1					1	1	1		1		1	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	従業員																					
		(内障がい者)																					
	情報通信業	従業員																					
		(内障がい者)																					
	運 送 業	従業員	14	10	24				2		2	2	2	4		1	1		5	5	10	2	12
		(内障がい者)	1		1				1		1												
	卸売・小売業	従業員	25	107	132	6	1	7	6	10	16		12	12	4	15	19	4	24	28	5	45	50
		(内障がい者)	4	2	6				3	1	4					1	1	1		1			
	金融・保険業	従業員																					
		(内障がい者)																					
	不動産業	従業員	1	1	2																1	1	2
		(内障がい者)																					
飲食店・宿泊業	従業員	27	42	69	3	6	9	2	3	5	1	3	4	3	12	15		18	18	18		18	
	(内障がい者)		3	3								2	2		1	1							
医療・福祉	従業員	26	87	113				3	1	4	2		2		17	17	3	19	22	18	50	68	
	(内障がい者)	4	5	9				1	1	2					1	1	1	2	3	2	1	3	
教育・学習支援業	従業員	2	3	5							2	3	5										
	(内障がい者)	29	12	41							1		1		6	6	2		2	26	6	32	
複合サービス事業	従業員	1	46	47		1	1		7	7	1	2	3		2	2		14	14		20	20	
	(内障がい者)																						
サービス業	従業員	14	27	41		2	2	2		2				1	6	7		4	4	11	15	26	
	(内障がい者)																						

(1)-4 年齢別臨時・季節従業員数 (単位：人)

(単位：人)

区 分		内 訳	合 計			1 9 歳 以 下			2 0 ～ 2 9 歳			3 0 ～ 3 9 歳			4 0 ～ 4 9 歳			5 0 ～ 5 9 歳			6 0 歳 以 上		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総 数		従業員	280	171	451	2		2	16	7	23	31	6	37	28	25	53	48	52	100	155	81	236
		(内障がい者)	17	5	22				1		1	3		3	3	1	4	5	3	8	5	1	6
産 業 別	鉱 業	従業員																					
		(内障がい者)																					
	建 設 業	従業員	101	16	117	1		1	5	2	7	10		10	8	1	9	13	7	20	64	6	70
		(内障がい者)		1	1														1	1			
	製 造 業	従業員	9	5	14							1		1	1		1		2	2	7	3	10
		(内障がい者)	4		4							1		1							3		3
	電気・ガス・熱供給・水道業	従業員	3	2	5								1	1					1	1	3		3
		(内障がい者)																					
	情報通信業	従業員																					
		(内障がい者)																					
	運 送 業	従業員	8	3	11				1		1					1	1	2		2	5	2	7
		(内障がい者)	1		1				1		1												
	卸売・小売業	従業員	6	6	12				2	2	4	1		1		1	1	2		2	1	3	4
		(内障がい者)																					
	金融・保険業	従業員																					
		(内障がい者)																					
	不動産業	従業員																					
		(内障がい者)																					
	飲食店・宿泊業	従業員	8		8				3		3	2		2	2		2				1		1
		(内障がい者)																					
	医療・福祉	従業員	44	86	130				1	3	4	6	2	8	5	11	16	15	28	43	17	42	59
		(内障がい者)	12	3	15							2		2	3	1	4	5	1	6	2	1	3
	教育・学習支援業	従業員	1		1																1		1
		(内障がい者)																					
複合サービス事業	従業員	48	27	75	1		1	4		4	9	1	10	10	8	18	12	10	22	12	8	20	
	(内障がい者)		1	1														1	1				
サービス業	従業員	52	26	78							2	2	4	2	3	5	4	4	8	44	17	61	
	(内障がい者)																						

(2) 従業員の住所地と人数 (単位：人)

区 分		美唄市内	美唄市外
総 数		2001	749
業 別	鉱 業	13	6
	建 設 業	376	163
	製 造 業	395	198
	電気・ガス・熱供給・水道業	20	3
	情報通信業		
	運 送 業	117	45
	卸売・小売業	176	29
	金融・保険業	27	19
	不動産業	3	0
	飲食店・宿泊業	100	16
	医療・福祉	333	66
	教育・学習支援業	77	55
	複合サービス事業	209	61
	サービス業	155	88

(3) 従業員の増減

(単位：人)

区分		増えた		減った		増減なし
		男	女	男	女	
総 数		54	30	40	43	93
業 別	鉱 業					1
	建 設 業	17	4	7		18
	製 造 業	13	9	3	3	15
	電気・ガス・熱供給・水道業					3
	情報通信業					
	運 送 業	8	1	15	2	2
	卸売・小売業	3	2	3	6	19
	金融・保険業	1	4		3	1
	不動産業					1
	飲食店・宿泊業		3	1	3	12
	医療・福祉			1	1	3
	教育・学習支援業	5	4		1	1
	複合サービス事業	1		5	23	2
	サービス業	6	3	5	1	15

(4) 外国人雇用

(単位：人)

区分		雇用している			雇用なし
		一般雇用	技能実習	特定技能	
総 数		9	7	2	153
業 別	鉱 業				2
	建 設 業	2	4	2	33
	製 造 業	4			24
	電気・ガス・熱供給・水道業				3
	情報通信業				
	運 送 業	2			9
	卸売・小売業		3		26
	金融・保険業				5
	不動産業				1
	飲食店・宿泊業				13
	医療・福祉	1			4
	教育・学習支援業				3
	複合サービス事業				4
	サービス業				26

(5) 今後の外国人雇用予定 (単位：人)

区 分		ある	ない	検討中
総 数		6	142	19
業 別	鉱 業		2	
	建 設 業	1	28	5
	製 造 業	1	22	5
	電気・ガス・熱供給・水道業		3	
	情報通信業			
	運 送 業	1	10	
	卸売・小売業	1	25	2
	金融・保険業		4	
	不動産業		1	
	飲食店・宿泊業	1	11	3
	医療・福祉	1	2	2
	教育・学習支援業		3	
	複合サービス事業		4	
	サービス業		27	2

(6) 役職者数

区 分		部長相当職以上 (役員等含む)		課長相当職		係長相当職	
		男	女	男	女	男	女
総 数		191	32	161	20	150	36
業 別	鉱 業	6		5			
	建 設 業	62	5	43		33	4
	製 造 業	36	2	29	3	48	4
	電気・ガス・熱供給・水道業	1		7		2	1
	情報通信業						
	運 送 業	14	5	2	1	1	1
	卸売・小売業	15	6	13		19	3
	金融・保険業	8		12	3	3	3
	不動産業	1	2				
	飲食店・宿泊業	4	4	1	1	3	
	医療・福祉	12	3	15	8	19	12
	教育・学習支援業	5	1	4	2	1	3
	複合サービス事業	4		19	1	14	5
	サービス業	23	4	11	1	7	

(単位：人)

(7) 女性管理職の増員、登用 (単位：事業所)

区 分		ある	ない	検討中
総 数		12	102	47
業 別	鉱 業		1	1
	建 設 業	1	22	12
	製 造 業	4	16	8
	電気・ガス・熱供給・水道業		2	1
	情報通信業			
	運 送 業	1	3	7
	卸売・小売業	1	25	2
	金融・保険業	1		2
	不動産業		2	
	飲食店・宿泊業	1	9	3
	医療・福祉	1	1	2
	教育・学習支援業		1	2
	複合サービス事業		1	3
	サービス業	2	19	5

2.正社員の労働状況について

(1)正社員の職種別従業員数

(単位：人)

区 分		事務系		技術系		労務系	
		男	女	男	女	男	女
総 数		271	234	610	121	471	97
産 業 別	鉱 業	3	3	8		5	
	建 設 業	37	42	213	8	133	3
	製 造 業	70	40	122	17	182	46
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	4	10		8	
	情報通信業						
	運 送 業	4	10	62	2	38	1
	卸売・小売業	6	24	36	2	38	21
	金融・保険業	25	21				
	不動産業		1				
	飲食店・宿泊業	5	6	4	12	6	4
	医療・福祉	9	6	67	72	3	3
	教育・学習支援業	12	24	47		3	
	複合サービス事業	85	33	2	1	13	8
	サービス業	14	20	39	7	42	11

(2)-1 令和5年4月の新規学卒者の採用者数

(単位：人)

区 分		事 務 系						技 術 系						労 務 系						採 用 し な か っ た 理 由			
		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		現状維持	経営の 合理化	業績不振	その他
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
総 数		4	8	3		3		9						2						70	1	3	20
産 業 別	鉱 業																			2			
	建 設 業							4												19	1	1	7
	製 造 業		1	3										2						15		1	6
	電気・ガス・熱供給・水道業																			2			1
	情報通信業																						
	運 送 業																			7			2
	卸売・小売業							1															
	金融・保険業		2			2														1			
	不動産業																			1			
	飲食店・宿泊業		2																	6			
	医療・福祉							1												3			
	教育・学習支援業		2																	1			1
	複合サービス事業	3	1			1														2			
	サービス業	1						3												11		1	3

(2)-2 令和6年4月の新規学卒者の採用予定者数

(単位：人)

区 分		事 務 系						技 術 系						労 務 系						採 用 予 定 が な い 理 由			
		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		現状維持	経営の 合理化	業績不振	その他
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
総 数		2	10	1		5		5	2	1	4	2		11	1			1		87	1	3	21
産 業 別	鉱 業																			2			
	建 設 業	1	4	1				4	2	1		1		3						19	1	1	3
	製 造 業		1											7						15		1	7
	電気・ガス・熱供給・水道業																			2			1
	情報通信業																						
	運 送 業																			6			2
	卸売・小売業										3									16			5
	金融・保険業		3			2														1			
	不動産業																			1			
	飲食店・宿泊業		1																	6			
	医療・福祉										1	1								3			
	教育・学習支援業							1												1			1
	複合サービス事業	1	1			2														2			
	サービス業					1								1	1			1		13		1	2

(3)-1 正社員1日の所定労働時間（休暇時間を除く）

（単位：事業所）

区 分		7時間以下	7時間超～ 7時間30分以下	7時間30分超～ 8時間以下	8時間超
総 数		35	35	79	22
産 業 別	鉱 業			2	
	建 設 業	7	6	21	4
	製 造 業	3	8	14	3
	電気・ガス・熱供給・水道業		2	1	
	情報通信業				
	運 送 業		3	5	3
	卸売・小売業	5	4	13	6
	金融・保険業		3	2	
	不動産業	2			
	飲食店・宿泊業	10	1	3	
	医療・福祉		1	3	
	教育・学習支援業		1	2	
	複合サービス事業		2	1	1
	サービス業	8	4	12	5

(3)-2 正社員の1週間の所定労働時間

（単位：事業所）

区 分		38時間以下	38時間超～ 40時間以下	40時間超
総 数		37	92	39
産 業 別	鉱 業	1		1
	建 設 業	2	24	10
	製 造 業	6	15	7
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	
	情報通信業			
	運 送 業		9	2
	卸売・小売業	5	13	9
	金融・保険業	1	4	
	不動産業	1		1
	飲食店・宿泊業	7	6	2
	医療・福祉	1	3	
	教育・学習支援業	1	2	
	複合サービス事業	2	1	1
	サービス業	9	13	6

(4)-1 週休二日制の実施状況

(単位：事業所)

区 分		完全週休 二日制	隔週 週休二日制	月3回 実施	月2回 実施	月1回 実施	その他	未実施
総 数		55	25	6	11	11	36	27
業 別	鉱 業		1	1				
	建 設 業	7	10	2	2		11	8
	製 造 業	13	5	1	2	2	2	2
	電気・ガス・熱供 給・水道業				1		2	
	情報通信業							
	運 送 業	3	1			1	4	2
	卸売・小売業	7	2	2	2	3	5	6
	金融・保険業	5						
	不動産業	1						1
	飲食店・宿泊業	5				2	3	4
	医療・福祉	1	1				2	
	教育・学習支援業	1					2	
	複合サービス事業	3						1
	サービス業	9	5		4	3	5	3

(4)-3 年次休暇の実施状況

(単位：事業所)

区 分		夏 季 休 暇						年 末 年 始 休 暇						育 児 休 業 休 暇						介 護 休 業 制 度						(4)-2 1年間の1人あたりの取得日数		
		無	有	年 日 数	有 給	一 部 有 給	無 給	無	有	年 日 数	有 給	一 部 有 給	無 給	無	有	年 日 数	有 給	一 部 有 給	無 給	無	有	年 日 数	有 給	一 部 有 給	無 給	①5日 未満	②5日 以上10日 未満	③10日 以上
総 数		47	97	3.8	54	3	19	23	125	5.2	60	3	28	47	59	240.2	10	5	34	63	54	106.2	11	5	32	31	80	33
産 業 別	鉱 業		2		1				2		1				1	365			1		1	279			1		1	1
	建 設 業	2	32	4	18	1	7	2	32	6	19	1	6	12	15	4	4	1	4	14	12	49	2	1	4	3	20	10
	製 造 業	6	22	3.1	10		7	2	26	6	10		8	10	15	22.1	2		11	12	13	99.3	3	2	9	2	23	3
	電気・ガス・熱供給・水道業		3	3.3	2				3	5.6	2				1				1		1				1		2	1
	情報通信業																											
	運 送 業	3	8	3	4	1	1		11	5.3	6	1	1	2	8	187.5	2	2	4	2	7	90	2	1	4	1	5	1
	卸売・小売業	10	10	4	6	1	1	8	14	5.2	8	1	2	12	5		2	1	1	14	4		3	1		7	11	5
	金融・保険業	2	2	5	1			2	2	4			1	1	2	23.1		1	1	1	2	22.9			2	1	1	1
	不動産業		1	5					1	5																		1
	飲食店・宿泊業	8	1	4	1		1	4	5	4	1		4	7	1				2	6	2				2	5	5	
	医療・福祉	2	2	6.5	2			1	3	5.5	2		1	1	2				1	1	2	5			1		3	1
	教育・学習支援業	2	1	3	1				3	6	2			1	2				2		3	5	1		2		3	
	複合サービス事業	2	1	1	1				3	3	1		2		2	30.8			2		2				2	1	1	1
	サービス業	10	12	4.1	7		2	4	20	7.3	8		3	1	5	36.5			4	13	5	9.3			4	11	5	8

3. 正社員の賃金状況について

(1)-1 初任給

(単位：円)

区 分		事 務 系						技 術 系						労 務 系					
		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数 (平 均)		172,641	160,875	181,901	179,057	191,281	190,149	184,640	160,125	194,866	199,492	208,672	209,027	169,491	170,248	182,930	182,195	191,748	191,366
産 業 界	鉱 業	157,200	157,200	162,700	162,700	169,800	169,800	157,450	157,200	162,700	162,700	169,800	169,800	157,450	157,200	162,700	162,700	169,800	169,800
	建 設 業	170,500	162,000	180,000	178,000	184,000	179,000	196,000	21,500	206,000	212,000	219,000	220,000	173,500	183,000	184,000	181,000	194,000	192,000
	製 造 業	178,007	169,190	185,055	184,520	199,055	196,691	172,958	166,943	194,060	188,791	200,894	194,867	184,389	177,389	193,062	191,634	198,442	202,505
	電気・ガス・熱供給・水道業	167,000	167,000	170,000	170,000	173,000	173,000	167,000	167,000	170,000	170,000	173,000	173,000	167,000	167,000	170,000	170,000	173,000	173,000
	情報通信業																		
	運 送 業	149,000	149,000	178,000	178,000	185,000	185,000	217,000	217,000	260,000	260,000	260,000	260,000						
	卸売・小売業	180,000	185,000	220,000	210,000	250,000	250,000	235,000	207,500	235,000	270,000	300,000	300,000	164,000	175,000	202,500	205,000	212,500	216,000
	金融・保険業	160,000	160,000	164,000	164,000	190,000	190,000												
	不動産業		100,000																
	飲食店・宿泊業	230,000	205,000	230,000	230,000														
	医療・福祉	175,400	175,400	180,500	180,500	193,866	193,866	175,400	171,600	180,500	180,500	198,200	198,200			201,000	201,000	216,400	216,400
	教育・学習支援業	176,000	153,000	176,000	157,200	176,000	186,650	176,000	176,000	176,000	176,000	176,000	176,000	176,000	176,000	176,000	176,000	176,000	176,000
	複合サービス事業	169,086	151,186	163,242	163,242	182,255	182,255												
	サービス業	159,500	157,400	173,320	170,520	201,116	185,380	164,950	156,385	169,533	175,440	181,150	189,380	164,100	156,150	174,180	170,225	193,842	185,225

(1)-2 年齢別平均月額基本賃金

(単位：円)

区 分		19歳以下		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
総 数（ 平 均 ）		事務系	160,205	164,536	193,724	179,429	231,835	200,422	221,844	215,708	288,581	209,332	222,455	177,953
		技術系	178,200	173,825	206,751	191,813	216,935	211,019	250,527	247,167	262,017	220,327	287,760	241,030
		労務系	166,441		205,723	191,716	227,121	208,475	230,543	210,582	257,874	231,943	227,184	209,600
産 業 別	鉱 業	事務系							263,200	163,000	269,800	222,200		207,600
		技術系							251,600		254,900		282,300	
		労務系							170,000		188,000			
	建 設 業	事務系	130,000	154,000	198,000	169,000	338,000	206,000	278,000	200,000	279,000	205,000	249,000	180,000
		技術系	189,000	169,000	232,000	192,000	281,000	229,000	323,000	247,000	346,000	185,000	337,000	
		労務系	135,000	135,000	246,000	160,000	259,000	190,000	267,000	220,000	308,000	260,000	286,000	
	製 造 業	事務系	184,400	169,420	183,628	178,426	227,206	221,394	281,786	201,123	337,524	239,467	291,720	185,433
		技術系	186,300	186,300	175,754	183,250	223,545	213,175	228,337	234,500	287,878	233,837	233,401	215,650
		労務系	170,763	175,200	171,947	177,710	220,840	180,100	230,122	187,912	268,720	205,899	210,300	211,399
	電気・ガス・熱供給・水道業	事務系								292,603	371,600			
		技術系							365,886		336,188		215,000	
		労務系			176,545		171,698							
	情報通信業	事務系												
		技術系												
		労務系												
	運 送 業	事務系						176,000	27,100			218,000	197,500	165,000
		技術系					235,000		223,000		251,900		203,600	
		労務系			191,570				222,070		240,900	160,000	186,250	200,000
	卸売・小売業	事務系				175,000	250,000	175,000		200,000				250,000
		技術系							250,000		237,500	230,000	235,000	230,000
		労務系	180,000	180,000	250,000	250,000	286,000	300,000	283,000	285,000	370,000	225,000	183,000	250,000
	金融・保険業	事務系					125,000							
		技術系												
		労務系												
	不動産業	事務系												50,000
		技術系												
		労務系												
	飲食店・宿泊業	事務系		180,000	230,000	180,000	230,000		240,000	240,000	240,000		240,000	
		技術系			300,000								700,000	350,000
		労務系			230,000	200,000	240,000	220,000	270,000	120,000	220,000		220,000	
	医療・福祉	事務系	160,000	160,000	160,000	180,250	208,000	170,000	180,000	180,000	266,250	180,000	180,000	180,000
		技術系	160,000	160,000	160,000	162,000	170,000	172,000	180,000		180,000			207,000
		労務系										357,200	405,100	
	教育・学習支援業	事務系		155,500	164,000	159,818	206,600	159,818	176,000	206,043	191,500	166,475	230,800	171,000
		技術系			162,750		161,667		161,667		186,105		174,500	
		労務系					176,060				164,000		181,400	
	複合サービス事業	事務系	152,127	152,830	190,439	187,437	251,707	245,165	293,842	267,649	291,553	242,765	206,367	150,500
		技術系									244,200	187,800	250,500	
		労務系				175,087	259,200	180,248	176,955		236,250	165,000	198,007	
	サービス業	事務系	174,500	180,000	230,000	205,500	250,000	250,000	256,666	206,666	350,000	200,750	184,250	240,000
		技術系	177,500	180,000	210,000	230,000	230,400	229,900	271,250	260,000	295,500	265,000	246,300	202,500
		労務系	180,000	180,000	174,000	187,500	204,166	180,500	225,200	240,000	325,000	250,500	174,600	177,000

(2) 正社員の賃金改定状況

(単位：事業所)

区 分		定期昇給のみ	ベースアップのみ	定期昇給と ベースアップ	引き上げなし	引き下げ
総 数		32	34	26	43	4
業 別	鉱 業			2		
	建 設 業	4	14	5	11	
	製 造 業	10	5	6	5	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	2			
	情報通信業					
	運 送 業	1	3	2	4	
	卸売・小売業	2	3	4	7	3
	金融・保険業		1	1		
	不動産業				1	1
	飲食店・宿泊業	2	3		4	
	医療・福祉	2		1	1	
	教育・学習支援業	1			2	
	複合サービス事業	2			1	
	サービス業	7	3	5	7	

(3) 正社員の各種手当支給状況

(単位：事業所)

区 分		夏 季 手 当					冬 季 手 当					決 算 手 当					燃 料 手 当					扶 養 手 当				通 勤 手 当					住 宅 手 当				
		① ②					① ②					① ②					① ②					① ②				① ② ③					① ② ③				
		無	有	定率	月分	定額	無	有	定率	月分	定額	無	有	定率	月分	定額	無	有	定率	月分	定額	無	有	扶養人数	定額支給	無	有	全額支給	定額支給	一部支給	無	有	全額支給	定額支給	一部支給
総 数		42	91	44	1.6	34	37	97	47	2.1	38.8	82	42	11	1.1	23	69	54	5	3.2	40	51	67	54	10	31	107	20	59	19	59	59		51	12
産 業 別	鉱 業		2	1	2.5	1		2	1	2.5	1	2					1	1	1	6.0			2	1			2		2			2		2	
	建 設 業	8	23	9	1.3	13	6	25	10	2.1	14	12	18	5	1.5	10	15	12	1	0.5	9	11	16	11	3	5	25	3	15	3	14	14		14	1
	製 造 業	6	18	8	1.5	8	4	21	8	1.6	10	15	9			6	10	15	2	6.0	11	5	17	14	2		25	8	11	5	5	14		13	2
	電気・ガス・熱供給・水道業		3	2	2	1		3	2	2.0	1	2						3			3		2	2	3		3		3			2		2	
	情報通信業																																		
	運 送 業	3	6	4	1.3	1	3	6	4	2.2	1	6	4			3	4	4			4	4	5	5		3	8		6	1	6	2		2	
	卸売・小売業	8	12	5	1.4	4	8	12	6	1.7	4	15	4	2	1	1	13	5			4	12	6	4	2	10	12	3	5	3	13	6		4	2
	金融・保険業		3	1	1.5			3	1	2.5		2					1	2			1	1	2	2			4		1	3		3		1	2
	不動産業	1					1					1					1					1				1					1				
	飲食店・宿泊業	6	1	1	2.0		5	2	1	2.0	1	6					6					5	2	1		5	4		4		6	2		2	
	医療・福祉	1	3	2	2.1	1	1	3	2	2.2	1	3	1			1	1	3			3	1	3	3			4	2	1	1	1	3			3
	教育・学習支援業		3	2	1.1			3	2	1.3		3					1	2			1		3	3			3	1	1			2		3	
	複合サービス事業	1	3	3	1.4		1	3	3	3.0	1.8	1	2	2	0.4		2	2	1	0.3	1	1	2	2		1	3	1	1	1	1	2		2	1
	サービス業	8	14	6	1.5	5	8	14	7	2.0	4	14	4	2	1.5	2	14	5			3	10	7	6		6	14	2	9	2	12	7		6	1

4. 定年・再雇用・退職金状況について

(単位：事業所)

区 分		定 年 制 度			定 年 延 長				再雇用						退 職 金 制 度 (複 数 回 答)								
		無	有	年 齢 (歳)	無	有	実 施 予 定	年 齢 (歳)	検 討 中	無	有	嘱 託 採 用	期 間 (年)	臨 時 採 用	期 間 (年)	無	有	自 社 制 度	中 小 企 業 退 職 金 共 済 制 度	建 設 業 退 職 金 共 済 制 度	特 定 退 職 金 共 済 制 度	生 命 保 険 会 社 の 企 業 年 金	そ の 他
総 数		64	94	62.1	62	56	31	67.7	29	45	83	34	4.3	7	3.4	45	107	34	47	24	13	7	2
産 業 別	鉱 業		2	62.5	1	1	1	65			2	2	5				2	2					
	建 設 業	12	23	62.5	12	18	11	67.7	7	9	21	9	3.2	1	5	2	32	5	14	23	4	2	
	製 造 業	7	21	65.2	6	15	8	66.8	4	7	15	4	5	2	1	8	21	6	14		1	2	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	60	1	1	1	65	2		2			1	5		2	1	1		1		
	情報通信業																						
	運 送 業	3	8	62.5	5	4	2	67.5	2	1	8	6	6.6	1	5	3	8	5	3		2	1	
	卸売・小売業	15	11	61.3	12	6	4	67.5	4	11	9	4	4			12	12	5	2	1		1	1
	金融・保険業	2	3	60	2	1	1	67		1	3	1	5			2	3	2					
	不動産業	2			2					2						2							
	飲食店・宿泊業	8	3	60.6	5	3	1	70	1	5	4					6	4	2	2		1		
	医療・福祉	2	3	63.3	1	1			2	1	4	1	1			1	4		2		1	1	
	教育・学習支援業	1	2	64	2						2						3		3				
	複合サービス事業	1	3	60	2				1	1	2	2	5			2	2	2			2		
	サービス業	10	13	63	11	6	2	72.5	6	7	11	5	4	2	1	7	14	4	6		1		1

5. 正社員の保険・福利厚生制度について

(単位：事業所)

区 分		保 険 制 度 （ 複 数 回 答 ）					福 利 厚 生 制 度 （ 複 数 回 答 ）									
		無	有	健康 保 険	雇 用 保 険	労 災 保 険	無	有	住 宅 資 金 貸 付	生 活 資 金 貸 付	福 利 厚 生 施 設	慶 弔 見 舞 金 給 付	レ シ ュ リ ン エ ー	被 服 代 助 ・ 食 事 成	そ の 他	
総 数		8	135	119	120	114	34	112	6	9	9	93	31	50	7	
産 業 別	鉱 業		2	2	2	2						2		1		
	建 設 業	1	30	27	30	29	4	27		3		21	5	15	1	
	製 造 業		27	26	26	26	2	26		1	3	22	8	10		
	電気・ガス・熱供給・水道業		3	3	2	2	1	2				1	1	1	1	
	情報通信業															
	運 送 業		10	9	9	8	1	9				7	2	5		
	卸売・小売業	1	22	18	18	15	11	13	1			11	6	3		
	金融・保険業	1	3	3	1	1	2	3	3	2	2	3	1	1		
	不動産業	1	1	1			2									
	飲食店・宿泊業	3	7	3	4	3	5	6				5	1	4		
	医療・福祉		5	4	5	5		5	1	1	1	4	2	2	2	
	教育・学習支援業		3	3	3	3		3				3	1	1		
	複合サービス事業	1	3	3	3	3	1	3	1	2		3		2	1	
	サービス業		19	17	17	17	5	15			3	11	4	5	2	

6. 働き方改革について

(1) 取組状況

(単位：事業所)

区 分		取り組んでいる	取り組む予定である	取り組む予定はない
総 数		79	32	47
産 業 別	鉱 業	1		1
	建 設 業	20	7	7
	製 造 業	19	4	6
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1
	情報通信業			
	運 送 業	5	4	1
	卸売・小売業	9	5	10
	金融・保険業	3	1	
	不動産業			2
	飲食店・宿泊業	3	4	7
	医療・福祉	4	1	
	教育・学習支援業	2	1	
	複合サービス事業	2		2
	サービス業	10	4	10

(2) 取組内容、予定

(単位：事業所)

区 分		長時間労働の 是正	同一労働 同一賃金	在宅勤務 テレワーク	健康経営	副業・兼業の 承認	女性の登用	高齢者の登用	外国人の登用	有給休暇 育児・介護休 暇の取得促進	その他
総 数		66	21	8	30	28	24	41	7	85	1
産 業 別	鉱 業	1			1					2	
	建 設 業	18	5	2	7	2	6	11	2	19	
	製 造 業	11	3	3	8	6	4	9	1	23	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	2		1		1		1		2	
	情報通信業										
	運 送 業	8	2	1	3	2	1	4	2	8	
	卸売・小売業	8	3		6	6	3	4	1	8	
	金融・保険業		1					1			
	不動産業		1					1			
	飲食店・宿泊業	4				1	1	2		2	
	医療・福祉	1	3		1	3	3	1	1	6	
	教育・学習支援業	2	1	1		2	2	1		3	
	複合サービス事業	2	1		1		1			3	
	サービス業	9	1		3	5	3	6		9	

7. パートタイマーの雇用状況について

(1)パート従業員を雇用している理由

(単位：事業所)

区 分		雇用量に弾力性が持てる	人件費が割安となる	単純作業が多いため	季節的な繁忙を補うため	人手が必要な時間帯がある	一般労働者の採用が困難	福利厚生費がかからない	その他
総 数		17	18	14	23	31	27	5	11
産 業 別	鉱 業			1	1				
	建 設 業	1	1	2	4	3	1	1	4
	製 造 業	4	5	5	3	6	4	2	3
	電気・ガス・熱供給・水道業		1				1		
	情報通信業								
	運 送 業		1	1	3	3	5		
	卸売・小売業	2	2	2	1	8	6		1
	金融・保険業	1							
	不動産業								
	飲食店・宿泊業	2	3	1	5	4	4		2
	医療・福祉	3			1	2	2	2	
	教育・学習支援業	1			2	1			
	複合サービス事業		2	1		1	1		
	サービス業	3	3	1	3	3	3		1

(2) 職種別パートタイマーの雇用人数・平均年齢・平均賃金

(単位：人)

区 分		事 務 系						技 術 系						労 務 系					
		雇用人数		平均年齢		平均賃金		雇用人数		平均年齢		平均賃金		雇用人数		平均年齢		平均賃金	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数		9	47	58.6	50.5	1,029	1,011	61	131	54.8	50.1	1,050	1,044	143	225	57.0	54.8	1,020	985
産 業 別	鉱 業													4		69		1,200	
	建 設 業		4		44.7		983	1		70		1,100		6	5	57	65.4	1,260	1,070
	製 造 業		6		55		946	2	2	50.5	26	1,100	960	39	75	42.7	50	1,047	1,023
	電気・ガス・熱供給・水道業																		
	情報通信業																		
	運 送 業	3	5	48	51.7	969	981	4	2	57.5	51.5	1,230	1,225	21	3	47	50	960	960
	卸売・小売業		4		65		1,070	4	34	49	58.3	980	975	2	10	72	53	1,030	965
	金融・保険業																		
	不動産業		1		65		900							1		65		900	
	飲食店・宿泊業	2	7	48	38.5	1,020	1,136	2	12	40	45	1,000	980	12	35	39.5	42.7	970	996
	医療・福祉	1	6	74	42.2	920	990	18	73	58.6	54	1,010	1,098	5	11	42.2	53.3	960	960
	教育・学習支援業	2	12	53	47.5	1,038	955	26	2	70	52	976	1,000	2	1	59	72	920	920
	複合サービス事業	1	1	70	55	1,200	1,200							8	45	66.1	50.3	969	963
	サービス業		1		40		950	4	6	42.5	63.7	1,000	1,072	43	40	67	56.4	1,005	1,010

(3) パートタイマー従業員の1週間の平均労働日数

(単位：事業所)

区 分		1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日
総 数		1	7	12	28	41	8
産 業 別	鉱業				1		
	建設業		2	1	2	7	2
	製造業			1	6	11	2
	電気・ガス・熱供給・水道業					1	
	情報通信業						
	運送業			1	1	6	
	卸売・小売業		1		6	6	
	金融・保険業					1	
	不動産業				1		
	飲食店・宿泊業		1	3	3	4	3
	医療・福祉			3	1	1	
	教育・学習支援業			1		1	
	複合サービス事業	1			1	1	
	サービス業		3	2	6	2	1

(4) パートタイマー従業員の平均日労働時間状況

(単位：事業所)

区 分		2時間未満	2～4時間 未 満	4～5時間 未 満	5～6時間 未 満	6～8時間 未 満	8時間以上
総 数		2	15	18	21	37	6
産 業 別	鉱業				1		
	建設業	2	3	1	1	6	2
	製造業		1	7	1	10	2
	電気・ガス・熱供給・水道業					1	
	情報通信業						
	運送業		2	1	1	3	1
	卸売・小売業		1	3	4	6	1
	金融・保険業					1	
	不動産業				1		
	飲食店・宿泊業		3	5	4	2	
	医療・福祉		1		2	1	
	教育・学習支援業				1	1	
	複合サービス事業		1	1	1		
	サービス業		3		4	6	

(5) パートタイマー従業員の就業規則状況

(単位：事業所)

区 分		無	有	専 用 の 就 業 規 則	正社員の就 業規則適用	その都度必 要事項を決 定
総 数		47	65	27	18	20
産 業 別	鉱 業	1	1			
	建 設 業	12	7	1		7
	製 造 業	6	16	9	4	4
	電気・ガス・熱供 給・水道業		1		1	
	情報通信業					
	運 送 業	2	7	2	4	1
	卸売・小売業	9	8	2	5	
	金融・保険業		1	1		
	不動産業	1				
	飲食店・宿泊業	6	7	3	2	3
	医療・福祉		6	3		1
	教育・学習支援業		2	2		
	複合サービス事業	1	3	2		
	サービス業	9	6	2	2	4

(6) 労働条件明示状況

(単位：事業所)

区 分		書面を発 行	口頭で通 知	就業規則 提 示	何もして い ない
総 数		46	32	12	5
産 業 別	鉱 業	1			
	建 設 業	6	5	1	1
	製 造 業	8	6	6	1
	電気・ガス・熱供 給・水道業				
	情報通信業				
	運 送 業	4	2	2	
	卸売・小売業	7	7		1
	金融・保険業				
	不動産業		1		
	飲食店・宿泊業	6	6		
	医療・福祉	4	1	1	
	教育・学習支援業	2			
	複合サービス事業	2	1		
	サービス業	6	3	2	2

8. 設備投資状況について

(単位：事業所)

区 分		設備投資		建物・構築物		機械・装置		設備投資額（万円）			
		無	有	新 設	増 設	機 械 の 更 新	製 造 の 増 設 イン	建 物	構 築 物	機械・装置	そ の 他
総 数		106	43	4	5	26	1	5,176	3,810	27,504	3,173
産 業 別	鉱 業	2									
	建 設 業	16	9	1	1	5		1,316	600	2,866	173
	製 造 業	16	11	1		6	1	1,910	3,025	5,714	900
	電気・ガス・熱供給・水道業	2									
	情報通信業										
	運 送 業	7	4			2				1,750	1,300
	卸売・小売業	23	6			5			5	188	
	金融・保険業	3									
	不動産業	2									
	飲食店・宿泊業	10	3	1		3				140	
	医療・福祉	4	1			1				120	
	教育・学習支援業	1	2		1	1				160	350
	複合サービス事業	1	2	1	1	1		600		15,900	
	サービス業	19	5		2	2		1,350	180	666	450

9. 経営状況について(前年との比較)

(単位：事業所)

区 分		(1)売上高					(2)経常利益			(3)資金繰り		
		増加	(% 位)	横 ば い	減 少	(% 位)	増加	横 ば い	減 少	好 転	変 わ ら な い	悪 化
総 数		41	37.8	83	71	25.1	27	83	62	13	134	25
産 業 別	鉱 業			1				1			1	
	建 設 業	8	59.8	25	4	47.5	7	22	7	2	31	2
	製 造 業	11	18.3	9	8	10.6	8	11	10	3	19	7
	電気・ガス・熱供給・水道業			1	2	50.5		1	2		3	
	情報通信業											
	運 送 業	3	5.7	3	4	20	2	5	3	3	4	3
	卸売・小売業	5	34.2	11	15	24.4	2	15	14	3	22	6
	金融・保険業			3				2	1		3	
	不動産業			1	20				2		1	1
	飲食店・宿泊業	5	17.5	8	5	26.6	3	7	8		14	4
	医療・福祉	1	3	2	2	5	1		2		3	1
	教育・学習支援業	1	156.8	2				2	1		3	
	複合サービス事業			2	2	13	1	1	2		4	
	サービス業	7	7.1	15	9	28.7	3	16	10	2	26	1

(4) 当面する経営上の問題点(3つまで選択)

(単位：事業所)

区 分		競争激化	売上不振	収益率低下	人件費増加	売上高回収難	設備過大	資金調達難	仕入価格上昇	金利負担	労働力過剰	人材不足	過大在庫	その他
総 数		13	53	47	51	1	6	4	90	4	8	66	4	8
産 業 別	鉱 業				1				1			1		
	建 設 業	3	3	7	12				15	1		22		
	製 造 業	2	7	7	7		1		20	1	1	14	1	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	2		1				1			1		
	情報通信業													
	運 送 業		3	2	4		1		5		7			
	卸売・小売業	3	14	13	4	1			15			6	3	3
	金融・保険業	2		2								1		
	不動産業		1	1										1
	飲食店・宿泊業		9	6	8		1	1	16	1		7		1
	医療・福祉		1		2		1	1	2			3		
	教育・学習支援業			1	2				1			1		
	複合サービス事業		3	2	2		1		2					
	サービス業	2	10	6	8		1	2	12	1		10		2

(5) 今後の景気状況

区 分		年内には 良くなる	来年までには良 くなる	今年度中には良 くなる	横ばいだろう	業績が上向いた まま推移	悪くなるだろう	その他
総 数		0	6	3	99	6	54	2
産 業 別	鉱 業				1			
	建 設 業				28	1	6	
	製 造 業		2	2	11	1	9	1
	電気・ガス・熱供 給・水道業		1		2			
	情報通信業							
	運 送 業				6		5	
	卸売・小売業		1		16	2	11	1
	金融・保険業				2		1	
	不動産業				1			
	飲食店・宿泊業				9	1	9	
	医療・福祉				1		4	
	教育・学習支援業				1	1	1	
	複合サービス事業				3		1	
	サービス業		2	1	18		7	

10. 5類感染症へ移行後の売上・雇用について

(1) 5類移行前との売上比較 (単位：事業所)

区 分		売上が減少した	売上が増加した	変化なかった
総 数		43	22	112
産 業 別	鉱 業			2
	建 設 業	8	2	27
	製 造 業	8	6	15
	電気・ガス・熱供給・水道業	1		2
	情報通信業			
	運 送 業	3		8
	卸売・小売業	13	4	15
	金融・保険業			3
	不動産業			1
	飲食店・宿泊業	3	5	11
	医療・福祉			5
	教育・学習支援業		1	2
	複合サービス事業			4
	サービス業	7	4	17

(2) 雇用状況について

(単位：事業所)

		新たにパート・アルバイトを雇用した	新たに正社員を雇用した	状況は変わらない	その他
総 数		9	19	126	10
産 業 別	鉱 業			1	
	建 設 業		7	26	1
	製 造 業	2	6	19	1
	電気・ガス・熱供給・水道業		1	2	
	情報通信業				
	運 送 業	2		9	
	卸売・小売業	2	1	23	4
	金融・保険業			3	
	不動産業			2	
	飲食店・宿泊業	3		11	
	医療・福祉			5	
	教育・学習支援業		1	2	
	複合サービス事業			4	
	サービス業		3	19	4

11. 経済支援の活用について(3)－1

(単位：事業所)

区 分		活用した	活用予定がある	活用していない
総 数		66	4	107
産 業 別	鉱 業			1
	建 設 業	11	1	24
	製 造 業	11		18
	電気・ガス・熱供給・水道業			3
	情報通信業			
	運 送 業	6		5
	卸売・小売業	13		17
	金融・保険業			3
	不動産業			2
	飲食店・宿泊業	10	2	7
	医療・福祉	2		3
	教育・学習支援業	1		2
	複合サービス事業	1		3
	サービス業	11	1	19

(2) 活用した、または活用予定の国・道などの経済支援

(単位：事業所)

区 分		事業再構築 補助金	雇用調整 助成金	両立支援等 支援金	産業雇用安定 助成金	トライアル雇用 助成金	新型コロナウイルス 感染症 特別貸付	事業継続緊急 支援金 (物価高騰分)	事業継続緊急 支援金 (エネルギー価 格高騰分)	中小・小規模企業 事業展開・販売促 進支援補助金
総 数		10	10	2	2	2	20	25	30	4
産 業 別	鉱 業									
	建 設 業		2				5	5	5	1
	製 造 業	2	2				6	3	4	
	電気・ガス・熱供 給・水道業									
	情報通信業									
	運 送 業	1	2	1		1		2	2	
	卸売・小売業	1		1			1	4	7	2
	金融・保険業									
	不動産業									
	飲食店・宿泊業	4	2		1	1	3	6	5	1
	医療・福祉		1				1	1	1	
	教育・学習支援業	1	1		1				1	
	複合サービス事業								1	
	サービス業	1					4	4	4	

(3)-3 経済支援を活用していない理由

(単位：事業所)

区 分		支給要件に該当しなかった	期限が過ぎていた	経済支援を知らなかった	特に必要としなかった
総 数		38	2	15	43
業 別	鉱 業				2
	建 設 業	6		2	13
	製 造 業	5	1	3	7
	電気・ガス・熱供給・水道業				2
	情報通信業				
	運 送 業	2		1	2
	卸売・小売業	7		2	6
	金融・保険業	2		1	
	不動産業	1		1	1
	飲食店・宿泊業	3		1	2
	医療・福祉	2			1
	教育・学習支援業	1		1	
	複合サービス事業	1			1
	サービス業	8	1	3	6

(3)-4 経済支援情報の主な入手先

(単位：事業所)

区 分		広報誌 (メロディー)	ホームページ	新聞等	同業者 仕事関係者	知人・友人	商工会議所等	その他
総 数		46	28	21	42	14	110	6
業 別	鉱 業						2	
	建 設 業	14	6	5	8	4	21	2
	製 造 業	6	11	3	6	1	15	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	2	2		3	
	情報通信業							
	運 送 業	5		3	6		6	
	卸売・小売業	4		1	7	6	19	2
	金融・保険業	1	2				3	
	不動産業	3		1		1	3	
	飲食店・宿泊業	2		1	3		14	
	医療・福祉		2	2	2		3	
	教育・学習支援業	1	2	1	1		2	
	複合サービス事業	1	2	1				
	サービス業	8	2	1	7	2	19	1

(3)-5 今後期待する公的支援策

(単位：事業所)

区 分		売上減少への経済支援	家賃等固定費への経済支援	融資の充実	公共料金等の猶予、分納	人材確保への支援	支援策の情報提供	設備投資への支援	その他
総 数		71	21	13	14	45	44	42	8
産 業 別	鉱 業					1	1		
	建 設 業	9	1	4	3	14	9	10	2
	製 造 業	14	1	3	1	10	10	12	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	1					2	2	
	情報通信業								
	運 送 業	5	1			4	3	1	
	卸売・小売業	14	5	1	1	4	7	4	2
	金融・保険業	2	1		1	1			
	不動産業	1	1		1				
	飲食店・宿泊業	12	5	1	2	2	3	5	
	医療・福祉	1		1		3	2	1	
	教育・学習支援業				1		2		
	複合サービス事業	1	1				1	1	1
	サービス業	11	5	3	4	6	4	6	2

参考資料

秘美唄市労働基本調査票

整理欄	産業分類
	整理番号

- この調査は、美唄市内の事業者における労働実態を把握し、労働行政上の基礎資料とすることを目的に実施するものです。
- 美唄市内の事業所が対象です。市外の本店・支店は含めずに記入してください。
- 市内に本社のほか営業所が複数ある場合は、それらを一括して集計し記入してください。
- 設問に指示のない限り、令和5年9月30日現在で記入してください。
- 設問が択一式の場合は、該当する番号に○、金額・人数・日数等は数字を記入してください。
- 調査票に記入された情報はすべて統計的に処理し、他の目的には使用しません。
- 調査結果については、個別に公表することは一切ありません。

事業所名				代表者名			
所在地	〒 美唄市			TEL	-		(本社・本店所在地：市町村)
				FAX	-		
現地責任者 職・氏名				E-mail			

【業種】について記入してください。（日本標準産業分類大分類による）

D. 鉱業	E. 建設業	F. 製造業	G. 電気・ガス・熱供給・水道業	H. 情報通信業
I. 運輸業	J. 卸売・小売業	K. 金融・保険業	L. 不動産業	M. 飲食店・宿泊業
N. 医療・福祉	O. 教育・学習支援業	P. 複合サービス業	Q. サービス業（その他）	
（A. 農業 B. 林業 C. 漁業は本調査対象外のため除く）				

※多業種を営む場合は、主要な業種一つを選択してください。

1. 従業員について

(1) 従業員の内訳について記入してください。（役員は除く）

区 分		19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合 計
正社員 ()は障がい者を 内数で記入してください	男	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()
パートタイマー ()は障がい者を 内数で記入してください	男	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()
臨時・季節 ()は障がい者を 内数で記入してください	男	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()

【用語】

パートタイマー	日・週・月の所定労働時間が正社員より短く、おおむね4分の3未満の方
臨時	一定の期間(1年未満)、臨時的に雇われる方
季節	季節的要因による一時的な業務のため、臨時的に雇われる方
技術系	資格を有する作業、または技術的訓練を基礎とした作業に従事する方 (運転士・大工・技能士・整備士・看護師・プログラマー等)
労務系	一般作業に従事する方(運搬・雑役・土工・清掃・警備等)
事務系	技術系、労務系以外に従事する方(一般事務・経理事務・営業・販売等)

(2) 従業員の住所地と人数を記入してください。

① 美唄市内	人	② 美唄市外	人
--------	---	--------	---

(3) 過去1年間に従業員の増減はありましたか。増減があった場合、人数を記入してください。

① 増えた	男 人 女 人	② 減った	男 人 女 人	③ 増減はなかった
-------	------------	-------	------------	-----------

(4) 外国人を雇用していますか。雇用している場合、人数と雇用形態を記入してください。

① 雇用している	人	一般雇用	人	② 雇用していない
		技能実習	人	
		特定技能	人	

(5) 今後、外国人を雇用する予定について記入してください。

① ある	② ない	③ 検討中
------	------	-------

(6) 役職者について記入してください。

	男	女
部長相当職以上 (役職等を含む)	人	人
課長相当以上	人	人
係長相当以上	人	人

(7) 今後、女性管理職の増員や登用の予定について記入してください。

① ある	② ない	③ 検討中
------	------	-------

2. 正社員の労働状況について

(1) 正社員の職種別従業員数を記入してください。

(単位：人)

	事務系		技術系		労務系	
	男	女	男	女	男	女
従業員数						

(2) 今年度の新規学卒者の採用者数と次年度の採用予定者数を記入してください。

※令和5年4月の新規学卒者の採用者数

	事務系		技術系		労務系	
	男	女	男	女	男	女
高校卒						
短大卒						
大学卒						
採用者数計						
採用なしの理由	①現状維持		②経営の合理化			
	③業績不振		④その他			

※令和6年4月の新規学卒者の採用予定者数

	事務系		技術系		労務系	
	男	女	男	女	男	女
高校卒						
短大卒						
大学卒						
採用予定者数計						
採用予定なしの理由	①現状維持		②経営の合理化			
	③業績不振		④その他			

(専門学校等は短大に含む)

(3) 労働時間について記入してください。

(3) -1 1日の所定労働時間（休憩時間を除く）

① 7時間以下	② 7時間超～7時間30分	③ 7時間30分超8時間以下	④ 8時間超
---------	---------------	----------------	--------

(3) -2 1週間の所定労働時間（※週によって労働時間が異なる場合は、4週間の平均を記入してください。）

① 38時間以下	② 38時間超～40時間以下	③ 40時間超
----------	----------------	---------

(3) -3 所定外（時間外）労働時間（一人当たりの1ヶ月の平均）

① 10時間以下	② 10時間超～20時間以下	③ 20時間超～30時間以下
④ 30時間超～40時間以下	⑤ 40時間超～50時間以下	⑥ 50時間超

(4) 休日・休暇について記入してください。

(4) -1 週休二日制の実施状況（複数ある場合は、主な職種で記入してください。）

① 完全週休二日制	② 隔週週休二日制	③ 月3回実施	④ 月2回実施
⑤ 月1回実施	⑥ その他（	）	⑦ 未実施

(4) -2 1年間の従業員1人あたりの年次有給休暇の取得日数

取得日数	① 5日未満	② 5日以上～10日未満	③ 10日以上
------	--------	--------------	---------

(4) -3 年次休暇の実施状況

1) 夏季休暇	無	有	（ 日/年）	①有給	②一部有給	③無給
2) 年末年始休暇	無	有	（ 日/年）	①有給	②一部有給	③無給
3) 育児休業制度	無	有	（ 日/年）	①有給	②一部有給	③無給
4) 介護休業制度	無	有	（ 日/年）	①有給	②一部有給	③無給

3. 正社員の賃金状況について

(1) 正社員の賃金状況について記入してください。

（単位：円）

	事務系		技術系		労務系	
	男	女	男	女	男	女

※ 社員の初任給（令和5年4月1日現在：採用が無かった場合でも記入してください。）

高等学校卒業						
短期大学卒業						
大学卒業						

※ 社員の年齢別平均基本賃金（1人当たりの平均月額：手当は除いてください。）

1 5 歳 ～ 1 9 歳						
2 0 歳 ～ 2 9 歳						
3 0 歳 ～ 3 9 歳						
4 0 歳 ～ 4 9 歳						
5 0 歳 ～ 5 9 歳						
6 0 歳 以 上						

(2) 賃金の改定状況について記入してください。（令和5年度の実施状況）

①定期昇給のみ	②ベースアップのみ	③定期昇給とベースアップ
④引き上げなし	⑤引き下げ	

(3) 正社員の各種手当支給状況について記入してください。

1) 夏季手当	無	有	①定率（ ケ月分）	②定額支給
2) 冬季手当	無	有	①定率（ ケ月分）	②定額支給
3) 決算手当	無	有	①定率（ ケ月分）	②定額支給
4) 冬季燃料手当	無	有	①定率（ ケ月分）	②定額支給
5) 扶養手当	無	有	①扶養人数により支給	②定額支給
6) 通勤手当	無	有	①全額支給	②定額支給
7) 住宅手当	無	有	①全額支給	②定額支給
			③一部支給	

4. 定年・定年延長・再雇用・退職金制度について

(1)～(4)について記入してください。

(1) 定 年 制 度	無	有	(歳)
(2) 定 年 延 長	無	有	①実施予定 (歳まで) ②検討中
(3) 再 雇 用	無	有	①嘱託採用(期間 年) ②臨時採用(期間 年)
(4) 退 職 金 制 度	無	有	①自社制度 ②中小企業退職金共済制度 ③建設業退職金共済制度 ④特定退職金共済制度 ⑤生命保険会社の企業年金 ⑥その他 ()

※ 再雇用＝定年における退職者を再び雇用すること。

5. 保険・福利厚生制度について（複数回答可）

(1)～(2)について記入してください。

(1) 保 険 制 度	無	有	①健康保険 ②雇用保険 ③労災保険
(2) 福 利 厚 生 制 度	無	有	①住宅貸金貸付 ②生活資金貸付 ③福利厚生施設 ④慶弔見舞金給付 ⑤レクリエーション ⑥被服・食事代助成 ⑦その他 ()

6. 働き方改革について

(1) 働き方改革の取り組み状況を記入してください。

① 取り組んでいる	② 取り組む予定である	③ 取り組む予定はない
-----------	-------------	-------------

(2) 上記(1)で①取り組んでいる、②取り組む予定である、と回答した方にお聞きます。

どのような取り組みをしていますか、また予定していますか。（複数回答可）

※選択肢にない場合、その他に記入してください。

① 長時間労働の是正	② 同一労働同一賃金	③ 在宅勤務 テレワークの導入	④ 健康経営の促進
⑤ 副業・兼業の承認	⑥ 女性の登用・活用の促進	⑦ 高齢者の登用・活用の促進	⑧ 外国人の登用・活用の促進
⑨ 年次有給休暇の取得促進	⑩ 育児・介護休暇の取得促進	⑪ その他 ()	

7. パートタイマーの雇用状況について（令和4年4月～令和5年3月まで）

(1) パート従業員を雇用している理由について記入してください。（2つまで）

※選択肢にない場合、その他に記入してください。

①雇用に弾力性が持てる	②人件費が割安となる	③単純作業が多いため
④季節的な繁忙を補うため	⑤人手が必要な時間帯がある	⑥一般労働者(正社員)の採用が困難
⑦福利厚生費がかからない	⑧その他	

(2) パート従業員の職種別雇用人数・年齢・賃金について記入してください。

	事 務 系		技 術 系		労 務 系	
	男	女	男	女	男	女
雇 用 人 数	人	人	人	人	人	人
平 均 年 齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
1 時 間 当 た り の 平 均 賃 金	円	円	円	円	円	円

(3) 1週間の平均労働日数について記入してください。

① 1日	② 2日	③ 3日	④ 4日	⑤ 5日	⑥ 6日
------	------	------	------	------	------

(4) 1日の平均労働時間について記入してください。

① 2時間未満	② 2～4時間未満	③ 4～5時間未満
④ 5～6時間未満	⑤ 6時間から8時間未満	⑥ 8時間以上

(5) パート従業員の就業規則について記入してください。

無	有	①専用の就業規則 ③その都度必要事項を決定	②正社員の就業規則適用
---	---	--------------------------	-------------

(6) パート従業員の労働条件明示状況について記入してください。

① 書面を発行	② 口頭で通知	③ 就業規則提示	④ 何もしていない
---------	---------	----------	-----------

8. 令和5年度(令和5年4月～令和6年3月まで)の設備投資状況について記入してください。

(1) 設 備 投 資 (予 定 含)	無	有	建 物 ・ 構 築 物 ①新設 ②増設 機 械 ・ 装 置 ①機械の更新 ②製造ラインの増設		
(2) 設 備 投 資 (予 定) 額	建 物 万円		構 築 物 万円	機 械 ・ 装 置 万円	そ の 他 万円
(3) 工期・設置時期	令和 年 月 ～ 令和 年 月				
(4) 設 備 内 容					

9. 経営状況について

(1)～(5)について前年度と比較して記入してください。

(1) 売上高(生産・完成工事高)	①増加(%位) ②横ばい ③減少(%位)
(2) 経常利益(税引前利益)	①増加 ②横ばい ③減少
(3) 資 金 繰 り	①好転 ②変わらない ③悪化
(4) 当面する経営上の問題点 (3つまで選択)	①競争激化 ②売上不振 ③収益率低下 ④人件費増加 ⑤売上高回収難 ⑥設備過大 ⑦資金調達難 ⑧仕入価格上昇 ⑨金利負担 ⑩労働力過剰 ⑪人材不足 ⑫過大在庫 ⑬その他()
(5) 今後の景気状況	①年内には良くなるだろう ②来春までには良くなるだろう ③今年度中には良くなるだろう ④横ばいだろう ⑤業績が上向いたまま当分の間推移するだろう ⑥悪くなるだろう ⑦その他()

10. 5類感染症へ移行後の売上・雇用について(令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行しています)

(1) 5類感染症移行前と後の売上について記入してください。

① 売上が減少した	②売上が増加した	③変化なかった
-----------	----------	---------

(2) 雇用状況について記入してください。※選択肢にない場合、その他に記入してください。

① 新たにパート・アルバイトを雇用した	②新たに正社員を雇用した
③ 状況は変わらない	④その他()

11. 経済支援の活用について

(1) 美唄市以外の経済支援の活用について記入してください。

① 活用した	② 活用予定がある	③ 活用していない
--------	-----------	-----------

(2) 上記(1)で①活用した、②活用予定がある、と回答した方にお聞きます。
どのような経済支援を活用しましたか、また予定していますか。(複数回答可)
※選択肢にない場合、その他に記入してください。

① 国の事業再構築補助金	② 国の雇用調整助成金	③ 国の両立支援等助成金	④ 国の産業雇用安定助成金
⑤ 国のトライアル雇用助成金	⑥ 新型コロナウイルス感染症特別貸付	⑦ 道の事業継続緊急支援金(物価高騰分)	⑧ 道の事業継続緊急支援金(エネルギー価格高騰分)
⑨ 道の中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金	⑩ その他()		

- (3) 上記(1)で③活用していない、と回答した方にお聞きします。
その理由について記入してください。
※選択肢にない場合、その他に記入してください。

- | | | |
|-----------------------|---------------------|--------------------|
| ① 支給要件に該当しなかった | ② 申請意思はあったが期限が過ぎていた | ③ 経済支援があることを知らなかった |
| ④ 特に必要としなかった ⑤ その他（ ） | | |

- (4) 経済支援策などの情報入手方法について記入してください。(複数回答可)
※選択肢にない場合、その他に記入してください。

- | | | | |
|----------------------------|---------------------------------|-------|----------------|
| ① 美唄市の広報誌
(メロディー) | ② 美唄市の
ホームページ
(WEB環境のある方) | ③ 新聞等 | ④ 同業者
仕事関係者 |
| ⑤ 知人・友人 ⑥ 商工会議所など ⑦ その他（ ） | | | |

- (5) 今後期待する公的支援策について記入してください。(複数回答可)
※選択肢にない場合、その他に記入してください。

- | | | | |
|---------------------------|---------------------|----------------|-------------------|
| ① 売上減少への
経済支援 | ② 家賃等固定費
への 経済支援 | ③ 融資の拡充 | ④ 公共料金等の
猶予、分納 |
| ⑤ 人材確保への支援
(企業説明会の開催等) | ⑥ 支援策の
情報提供 | ⑦ 設備投資への
支援 | |
| ⑧ その他（ ） | | | |

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、同封の返信用封筒で

令和5年10月27日(金)までに、

切手を貼らずに、ポストに投函してください。

後日、調査の取りまとめ結果をお知らせいたします。

【調査のお問い合わせ先】

美唄市経済部経済観光課商工労働係 TEL：0126-63-0111

までお問い合わせください。

時間額 920円から時間額 960円に引上げとなりました

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **960** 円

（効力発生年月日 令和5年10月1日）

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

・厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室 TEL 011-709-2311（内線 3533）

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------|
| ・札幌中央 労働基準監督署 TEL 011-737-1191 | ・滝川 労働基準監督署 TEL 0125-24-7361 |
| ・札幌東 労働基準監督署 TEL 011-894-2815 | ・北見 労働基準監督署 TEL 0157-88-3983 |
| ・函館 労働基準監督署 TEL 0138-87-7605 | ・室蘭 労働基準監督署 TEL 0143-23-6131 |
| 江差駐在事務所 TEL 0139-52-1028 | ・釧路 労働基準監督署 TEL 0154-45-7835 |
| ・小樽 労働基準監督署 TEL 0134-33-7651 | ・名寄 労働基準監督署 TEL 01654-2-3186 |
| 倶知安支署 TEL 0136-22-0206 | ・留萌 労働基準監督署 TEL 0164-42-0463 |
| ・岩見沢 労働基準監督署 TEL 0126-22-4490 | ・稚内 労働基準監督署 TEL 0162-73-0777 |
| ・旭川 労働基準監督署 TEL 0166-99-4704 | ・浦河 労働基準監督署 TEL 0146-22-2113 |
| ・帯広 労働基準監督署 TEL 0155-97-1243 | ・苫小牧 労働基準監督署 TEL 0144-88-8899 |

「みんなチェック！最低賃金。」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 960 5.10.1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 996 5.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 1,030 5.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 997 5.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 990 5.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

●最低賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

●最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。

●二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

●派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

●中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

誰もが安心して働ける職場環境づくりを！

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。

・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

最低賃金について

検索 ⇒



北海道労働局

検索 ⇒



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

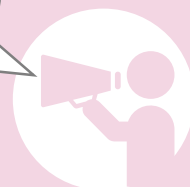
なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1 についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者に**あらかじめ**（更新上限の新設・短縮をする**前**のタイミングで）説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項※4（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準）

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法3条2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

（注）無期転換ルールを意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇い止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
→ 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部（室）、全国の労働基準監督署 ③



